



CONTENTS

2025年度学年暦

建学の精神・教育理念・教育目標

保健医療学部 理学療法学科 3つのポリシー

カリキュラムツリー

カリキュラムマップ・チャート

カリキュラムの特色

学生行動指針

I 履修上の基礎知識

1.履修について	19
1.単位の算定	19
2.授業	19
3.履修登録	22

II 履修方法

1.卒業要件	25
2.履修登録単位数の上限	28
3.進級要件	28
4.他大学との単位互換科目の履修について	28
5.試験	28
6.単位認定と成績評価	31
7.生成AIツール利用に関する方針	37

III 教育課程表(授業科目開講一覧表)[2025年度入学生用]

39

IV 教育課程表(授業科目開講一覧表)[2024年度入学生用]

45

V 教育課程表(授業科目開講一覧表)[2020年度～2023年度入学生用]

51

VI 諸規程集

学則 ほか	57
-------------	----

巻末

履修登録下書き用紙	117
-----------------	-----

2025年4月

月	火	水	木	金	土	日
	1 入学式	2	3	4	5 全学休業日	6
7 春学期 授業開始	① 8	① 9	① 10	① 11	① 12 1年健康診断	13
14	② 15	② 16	② 17	② 18	② 19	20
21	③ 22	③ 23	③ 24	③ 25	③ 26 キャンパスライフ スタートDAY	27
28	④ 29 半期考の日 授業実施日	④ 30	④			

新入生ガイダンス (4月9日～11日)

7月

月	火	水	木	金	土	日
	1 ⑩	2 ⑩	3 ⑩	4 ⑩	5	6
7	⑪ 8	⑪ 9	⑪ 10	⑪ 11	⑪ 12	13
14	⑫ 15	⑫ 16	⑫ 17	⑫ 18	⑫ 19 補講日	20
21	⑬ 22 半期考の日 授業実施日	⑬ 23 補講日	24	25	26	27
28	29	30	31 災害予備日			

定期試験期間 (7月24日～25日)

追再試験期間 (7月29日～30日)

5月

月	火	水	木	金	土	日
			1 ④	2 ④	3 中憲法記念日	4 みみどりの日
5 みこどもの日	6 中憲法休日	7	⑤ 8	⑤ 9	⑤ 10 全学休業日	11
12	⑥ 13	⑥ 14	⑥ 15	⑥ 16	⑥ 17 補講日	18
19	⑦ 20 防災訓練日	⑦ 21	⑦ 22	⑦ 23	⑦ 24	25
26	⑧ 27	⑧ 28	⑧ 29	⑧ 30	⑧ 31	

8月

月	火	水	木	金	土	日
				1	2 全学休業日	3
4	5	6	7	8 成績公開 追再試験手続日	9 追再試験手続日	10
11 中山の日	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26 全学休業日	27	28	29	30 全学休業日	31

全学休業日 (8月11日～14日)

追再試験期間 (8月19日～20日)

6月

月	火	水	木	金	土	日
						1
2	⑨ 3	⑨ 4	⑨ 5	⑨ 6	⑨ 7	8
9	⑩ 10	⑩ 11	⑩ 12	⑩ 13	⑩ 14	15
16	⑪ 17	⑪ 18	⑪ 19	⑪ 20	⑪ 21 補講日	22
23	⑫ 24	⑫ 25	⑫ 26	⑫ 27	⑫ 28	29
30	⑬					

9月

月	火	水	木	金	土	日
1 成績開会開始	2	3	4	5	6 全学休業日	7
8	9	10	11	12	13	14
15 中敬老の日	16	17	18	19 秋学期 授業開始	① 20	21
22	② 23 中秋分の日	24	③ 25	③ 26	④ 27	28
29	⑤ 30	⑥				

2年理学療法臨床見学実習 (9月1日～7日)

秋学期ガイダンス (9月16日～17日)

《 春学期の日程 》

事 項	日 程
入学式	4月1日(火)
新入生ガイダンス	4月2日(水)～4月4日(金)
春学期授業開始	4月7日(月)
春学期授業終了	7月22日(火)
補講日	5月17日(土)・6月21日(土) 7月19日(土)・7月23日(水)

事 項	日 程
春学期定期試験期間	7月24日(木)～7月30日(水)
成績公開	8月8日(金)
春学期追再試験手続日	8月8日(金)～8月9日(土)
春学期追再試験期間	8月19日(火)～8月25日(月)

授業期間

- ・各学期の授業は全15回
- ・①～⑯は授業回数を示す

10月

月	火	水	木	金	土	日
		1	2	3	4 保護者懇談会	5
6	7	8	9	10	11	12
13 中スポートの日	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24 (授業なし)	25	26
27	28	29	30	31	創造祭	

2026年1月

月	火	水	木	金	土	日
			1 中元日	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12 中成人の日	13	14 補講日	15 補講日	16	17	18
19	20	21	22	23 秋学期授業終了	24	25
26	27	28 入試日 (全学入構禁止)	29	30	31 災害予備日	

11月

月	火	水	木	金	土	日
					1 月曜授業	2
3 ゆ文化の日	4	5	6	7	8 全学休業日	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23 中数学感謝の日
24 中養護休日 授業実施日	25	26	27	28	29 全学休業日	30

2月

月	火	水	木	金	土	日
						1
2	3	4	5	6	7 成績公開 追再試手續日	8
9 追再試手續日	10 追再試手續日	11 中健康記念の日	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24 中天文誕生日	25	26	27	28 全学休業日	

12月

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20 補講日	21
22	23	24	25	26 (授業なし)	27	28
29	30	31			全学休業日	

3月

月	火	水	木	金	土	日
						1
2	3	4	5	6 成績照会 開始	7 全学休業日	8
9	10	11	12	13	14 全学休業日	15
16	17	18 学位授与式	19	20 中春分の日	21 全学休業日	22
23	24	25	26	27	28 全学休業日	29
30	31					

《 秋学期の日程 》

事 項	日 程
2年理学療法臨床見学実習	9月1日(月)～7日(日)
秋学期ガイダンス	9月16日(火)～17日(水)
秋学期授業開始	9月19日(金)
3年臨床検査測定実習(火・水)	9月30日(火)～1月14日(水)
保護者懇談会	10月4日(土)
創造祭	10月25日(土)～10月26日(日)
秋学期授業終了	1月23日(金)

事 項	日 程
補講日	12月20日(土)・1月14日(水)・1月15日(木)
秋学期定期試験期間	1月20日(火)～1月22日(木) 1月26日(月)～1月30日(金)
成績公開	2月7日(土)
秋学期追再試験手續日	2月7日(土)・2月9日(月)・2月10日(火)
秋学期追再試験期間	2月16日(月)～2月20日(金)
学位授与式	3月18日(水)

2025年4月

月	火	水	木	金	土	日
	1	2	3	4	5 全学休業日	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29 ※昭和の日	30 卒業研究・卒業演習活動発表会				

7月

月	火	水	木	金	土	日
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21 ※海の日	22	23	24	25	26 出校日	27
28	29	30	31			

5月

月	火	水	木	金	土	日
			1	2	3 ※憲法記念日	4 ※みどりの日
5 ※こどもの日	6 ※振替休日	7	8	9 卒業論文・卒業演習活動報告書提出締切	10 全学休業日	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20 防災訓練日	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31 出校日	

8月

月	火	水	木	金	土	日
				1	2 全学休業日	3
4	5	6	7	8	9	10
11 ※山の日	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26 全学休業日	27	28	29	30 全学休業日	31

6月

月	火	水	木	金	土	日
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

9月

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6 全学休業日	7
8	9	10	11	12	13	14
15 ※敬老の日	16	17	18	19	20	21
22	23 ※秋分の日	24	25	26	27	28
29	30					

《 春学期の日程 》

事 項	日 程
卒業研究・卒業演習活動発表会	4月30日(水)
卒業論文・卒業演習活動報告書提出締切	5月9日(金)
臨床評価実習	5月12日(月)～6月29日(日)

事 項	日 程
臨床総合実習	7月7日(月)～8月31日(日)
	※8月10日(日)～17日(日)期間は休み

10月

月	火	水	木	金	土	日
		1	2	3	4 保護者懇談会	5
6	7	8	9	10	11	12
13 中央スポーツの日	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24 (授業なし)	25	26
27	28	29	30	31	創造祭	

2026年1月

月	火	水	木	金	土	日
			1 中央日	2	3	4
			全学休業日			
5	6	7 総括試験2	8	9	10 全学休業日	11
12 中央成人の日	13	14	15	16	17	18
				大学入学共通テスト期間		
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28 入試日 (全学入講禁止)	29	30 総括試験3	31 災害予備日	

11月

月	火	水	木	金	土	日
					1	2
3 中央文化の日	4	5	6	7	8 全学休業日	9
10	11	12	13	14	15	16
国家試験対策講座						
17	18	19	20	21	22 国家試験対策講座	23 中央労働感謝の日
24 中央振替休日	25	26	27	28	29 全学休業日	30

2月

月	火	水	木	金	土	日
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11 中央健康記念の日	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23 中央堂誕生日	24 全学休業日	25	26	27	28 全学休業日	

12月

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3 総括試験1	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20 補講日	21
22	23	24	25	26 (授業なし)	27	28
29	30	31			全学休業日	

3月

月	火	水	木	金	土	日
						1
2	3	4	5	6	7 全学休業日	8
9	10	11	12	13	14 全学休業日	15
16	17	18 学位授与式	19	20 中央春分の日	21 全学休業日	22
23	24	25	26	27	28 全学休業日	29
30	31					

《 秋学期の日程 》

事 項	日 程
臨床専門実習	9月8日(月)～9月22日(月)
保護者懇談会	10月4日(土)
創造祭	10月25日(土)～10月26日(日)
国家試験対策講座	11月10日(月)～14日(金)・22日(土)

事 項	日 程
総括試験1	12月3日(水)
総括試験2	1月7日(水)
総括試験3	1月30日(金)
学位授与式	3月18日(水)

建学の精神、教育理念



学園建学の精神

本学を設置する学校法人藤ノ花学園の建学の精神は、「誠をもって勤儉讓を行え」です。この言葉は、学園創立者伊藤卯一が二宮尊徳の教えをもとに定めたものです。「誠」は「至誠」を意味し、人間としての基本的な態度を意味します。「勤・儉・讓」は、勤勉、儉約、推讓を意味します。二宮尊徳の教えは、勤勉を持ち、私利私欲を抑え、公共のために尽くす精神として広まり、我が国の発展の礎となりました。

本学園は、明治35年（1902年）の創立以来、この建学の精神をもとに、地域に根ざし、実用的な知識・技能を学び、その過程を通して人間性を高めることを教育の基本方針として受け継いでいます。

教育理念・教育目標

豊橋創造大学

豊橋創造大学は、教育基本法及び学校教育法にのっとり、文化の向上を目指し創造性豊かな人間味あふれる人格の形成と専門的職能教育を施すことを目的とし、広く国際的視野をもって、人類の福祉に貢献する社会人の育成をその使命とする。（学則第1条）

また、大学設置の趣意書には、「地域に密着しながら高度の教育を実施し、次世代社会の担い手である創造性豊かな若人を育成することを目的とする」と謳われている。

保健医療学部理学療法学科

医療・福祉の向上に寄与するために、幅広い教養と倫理観を身につけ、深い専門的知識と高い技術を持ち、生涯にわたり能力の向上を自発的に行うことができ、他の人格を尊重できる理学療法士を育成することを目標とする。

豊橋創造大学 保健医療学部 理学療法学科

I. ディプロマポリシー

1. 医療専門職ならびにチーム医療の一員としてふさわしい倫理観や、幅広い教養とコミュニケーション能力を身につけている。
2. 理学療法の専門領域ならびに関連した領域の課題を解決するために必要な情報を収集し、適切に活用する能力や判断力を有している。
3. 医療人として必要な基本的知識を身につけている。
4. 理学療法学の専門的な知識および技術を修得し、それらを実践する能力を有している。

II. カリキュラムポリシー

本学科では、身体機能の専門職としての知識と技術を十分に発揮し、保健・医療・福祉の分野に貢献できる理学療法士を養成することを目的としている。理学療法を行うには、身体機能の障害だけでなく、それに伴う心理的問題をはじめとする多様で複雑な要因を考慮する必要がある。そのためには、豊かな人間性を培い、科学的思考を基に、率先して問題解決のできる人材を育成するカリキュラムを編成している。

理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則に定められた教育科目を基本として履修するだけでなく実践的で自ら考える内容のセミナー形式の科目を用意し、初年次より学外見学・実習を行い、学内での学修と専門職養成に不可欠な実践教育をバランスよく配置している。その中で、本学大学院健康科学研究科への接続科目やスポーツ理学療法領域を体系的に学修することができる科目と、臨床における専門的理学療法を学ぶことのできる臨床専門実習を設置している。卒業までに必修科目と選択科目を合わせた 128 単位以上を修得することで、理学療法士国家試験受験資格が得られる。

カリキュラムの詳細は理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則で提示されているものをもとにして基礎教育科目、専門教育科目で構成される。基礎教育科目は7つの科目群に分けられ、専門教育科目はさらに3つの専門基礎分野と6つの専門分野に分けられ、これら16の領域は個別に学生の到達度をもとに自己評価・点検を受けることとなっている。

各々の詳細は以下のとおりである。

基礎教育科目は、「基礎教養ゼミナール」「人間生活の質的向上に関する科目群」「社会参加の前提に関する科目群」「専門教育の基礎となる科目群」「コンピュータリテラシに関する科目群」「外国語科目群」「健康の維持向上・管理に関する科目群」の7つの科目群、専門基礎分野は「人体の構造と機能及び心身の発達」「疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進」

「保健医療福祉とリハビリテーションの理念」の3つの領域で構成され、

専門分野は「基礎理学療法学」「理学療法評価学」「理学療法治療学」「地域理学療法学」「臨床実習」「理学療法研究・演習」の6つの領域で構成される。

(基礎教育科目と専門教育科目の科目編成の詳細は別添資料を参照のこと)

学年ごとにカリキュラムの構成を通覧すると、1年次では、幅広い教養を身につけながら、自然科学ならびに解剖学や生理学といった医学の基礎となる科目を学ぶ。同時に、学生自らが医療従事者の一員であることを自覚するための実践教育を展開する。

2年次では、解剖・生理学を応用した運動学を確実に身に付け、理学療法利用者の病態を理解するために必要な臨床医学を学修する。その上で、理学療法評価学の検査項目や測定手技を、講義および実習を通して習得する。

3年次の前半は、理学療法治療学や地域理学療法学の立場から臨床の問題点の解決過程を学び、チームワーク医療の重要性や予防医学への応用、さらに健康増進の社会的必要性について学修する。3年次後半には、学生一人一人が理学療法の臨床応用を擬似体験できるよう、教員の指導のもとで理学療法技術論をとおして理学療法の適用方法と技術を深める。同時に、1～3年次の講義や臨床実習で学んだ理学療法学の学問体系をもとに、理学療法学の専門分野を発展させるための研究方法を理学療法研究・演習の過程で習得する。

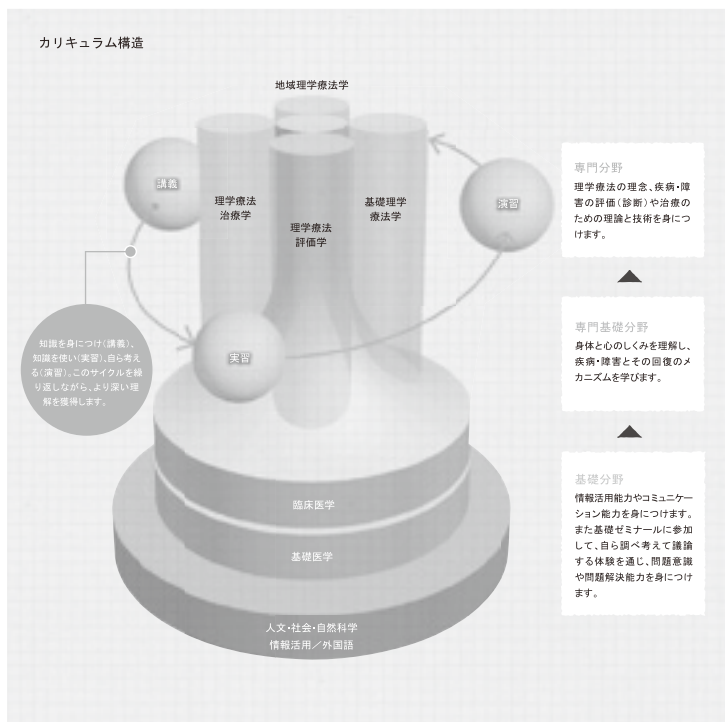
4年次では、豊橋市内をはじめとする各地の臨床実習関連施設において、臨床指導者のもとで理学療法対象者、個々の状態に合わせた理学療法の実践、即ち評価、診断、治療および効果判定を総合的に学修する。

Ⅲ. アドミッションポリシー

本学の「建学の精神」を理解して、理学療法士になりたいと強く希望する次のような人たちを広く受け入れる。

1. 幅広い人間性と協調性を有し、他者を思いやることができる人
2. 保健・医療・福祉の分野に対する問題意識を持ち、主体的に取り組むことができる人
3. 高等学校における学習内容を理解し、幅広い基礎学力を有している人
4. 理学療法に対する関心度が高く、社会に貢献したいという目的意識を持つ人

カリキュラム構造



保健医療学部理学療法学科カリキュラムマップ

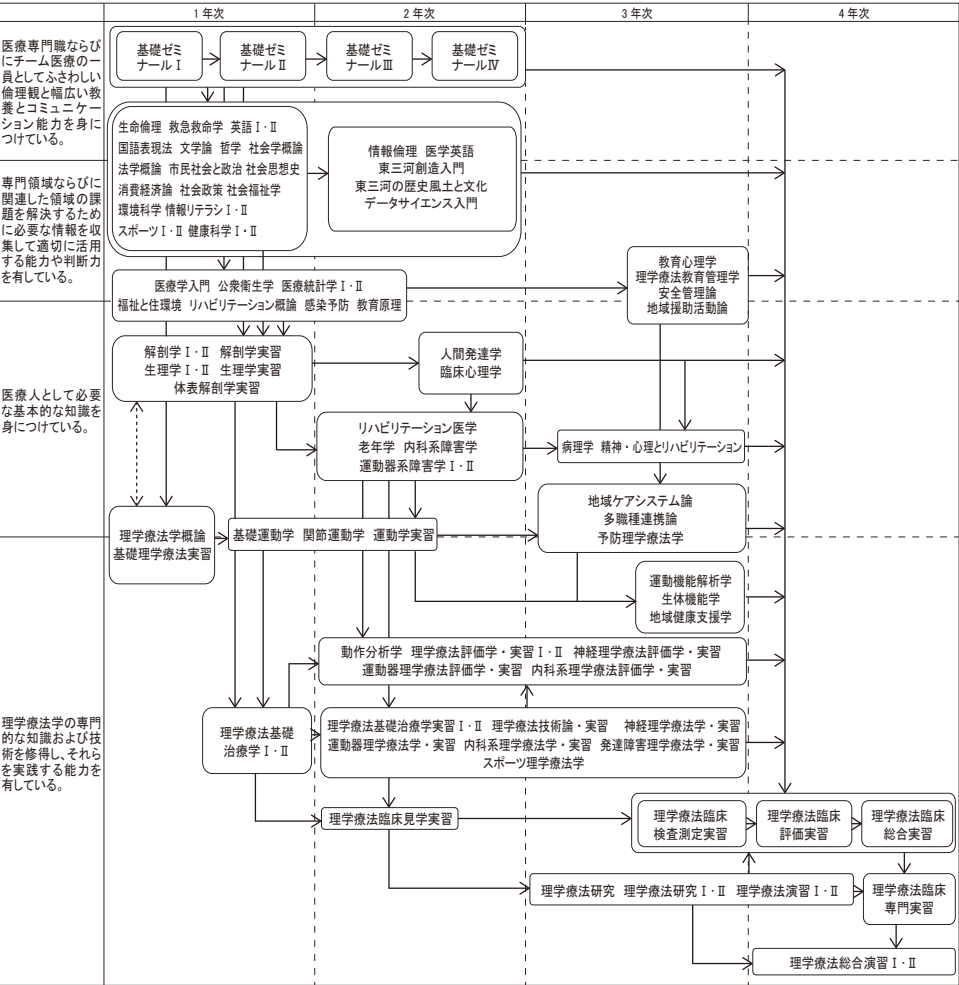
		科目名	ディプロマポリシー														
			医療専門職ならびにチーム医療の一員としてふさわしい倫理観と幅広い教養とコミュニケーション能力を身につけている。						専門領域ならびに関連した領域の課題を解決するために必要な情報を収集して適切に活用する能力や判断力を有している。			医療人として必要な基本的な知識を身につけている。			理学療法の専門的な知識および技術を修得し、それらを実践する能力を有している。		
			倫理観	幅広い教養	コミュニケーション能力	情報活用能力	問題解決能力	専門職間連携能力	リハビリテーション理念	人体構造・機能と発達	疾患と障害	理学療法専門知識	理学療法技術	臨床実践能力			
基礎分野	ゼミナール 基礎教養	基礎ゼミナールⅠ	◎	◎	◎	○	○	○									
		基礎ゼミナールⅡ	◎	◎	◎	○	○	○									
		基礎ゼミナールⅢ	◎	◎	◎	○	○	○									
		基礎ゼミナールⅣ	◎	◎	◎	○	○	○									
	人的向 間の科 目上生 活に関 する質	心理学Ⅰ	◎	◎	◎	○	○	○									
		心理学Ⅱ	◎	◎	◎	○	○	○									
		国語表現法	◎	◎	◎	○	○	○									
		文学論	◎	◎	◎												
	社会参 加の前 提に	哲学	◎	◎	◎												
		ボランティア論	◎	◎	◎	○		◎	○								○
		社会学概論	◎	◎	◎	○	○	○									
		法学概論	◎	◎	◎	○	○	○									
		市民社会と政治	◎	◎	◎	○	○	○									
		社会思想史	◎	◎	◎	○	○	○									
		消費経済論	◎	◎	◎	○	○	○									
		社会政策	◎	◎	◎	○	○	○									
	専門 領域 教育 的関 心	社会福祉学	◎	◎	◎	○	○	◎	○								
		環境科学	○	◎	◎	○	○	○									
		生物学	◎	◎	◎	○	○			○							
		医学入門	◎	◎	○			◎	◎		◎						◎
	科目群 に関する	生命倫理	◎	◎	◎		○	○	◎	○							
		救命救急学	◎	◎	◎	○	◎	◎	○	◎							
		情報リテラシーⅠ	◎	○	◎	◎	◎										
		情報リテラシーⅡ	○	○	◎	◎	◎	○									
	外国語 科目群	情報倫理	◎	◎	◎	○	◎										
		英語Ⅰ	○	◎	◎	◎	○	○									
		英語Ⅱ	○	◎	◎	◎	○	○									
英語コミュニケーションⅠ		○	◎	◎	◎	○	○										
英語コミュニケーションⅡ		○	◎	◎	◎	○	○										
ドイツ語Ⅰ		○	◎	◎	◎	○	○										
ドイツ語Ⅱ		○	◎	◎	◎	○	○										
中国語Ⅰ		○	◎	◎	◎	○	○										
中国語Ⅱ		○	◎	◎	◎	○	○										
ポルトガル語		○	◎	◎	◎	○	○										
健康維持 向上の ための 科目群	医学英語	○	◎	◎	◎	○	○	○									
	スポーツⅠ	○	◎	◎	○	◎	◎										
	スポーツⅡ	○	◎	◎	○	◎	◎										
	健康科学Ⅰ	○	◎	◎	○	◎	◎	○									
地域創 造未 来ロ グム	健康科学Ⅱ	○	◎	◎	○	◎	◎	○									
	東三河創造入門	○	◎	◎	◎	◎	◎										
	東三河の歴史風土と文化	◎	◎	○	◎	○											
専門基礎 分野	人体の 構造と 機能及 び心身 の発達	データサイエンス入門				◎	◎	○									
		解剖学Ⅰ							◎	◎	◎	◎	○	○	○		
		解剖学Ⅱ							◎	◎	◎	◎	○	○	○		
		生理学Ⅰ							◎	◎	◎	◎	○	○	○		
		生理学Ⅱ							◎	◎	◎	◎	○	○	○		
		解剖学実習				○	○	○	◎	◎	◎	◎	○	○	◎		
		生理学実習				○	○	○	◎	◎	◎	◎	○	○	◎		
		体表解剖学実習				○	○	○	◎	◎	◎	◎	○	○	◎		
		スポーツ生理学							◎	◎	◎	◎	○	○	◎		
		臨床心理学							◎	◎	◎	◎	○	○	◎		
		人間発達学							◎	◎	◎	◎	○	○	◎		
		教育心理学	◎	◎	◎	○	○	◎	◎	◎							

		科目名	ディプロマポリシー											
			医療専門職ならびにチーム医療の一員としてふさわしい倫理観と幅広い教養とコミュニケーション能力を身につけている。			専門領域ならびに関連した領域の課題を解決するために必要な情報を収集して適切に活用する能力や判断力を有している。			医療人として必要な基本的な知識を身につけている。			理学療法学の専門的な知識および技術を修得し、それらを実践する能力を有している。		
			倫理観	幅広い教養	コミュニケーション能力	情報活用能力	問題解決能力	専門職間連携能力	リハビリテーション理念	人体構造・機能と発達	疾患と障害	理学療法専門知識	理学療法技術	臨床実践能力
専門基礎分野	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	内科系障害学						○	◎	◎	◎	◎	○	○
		運動器系障害学Ⅰ						○	◎	◎	◎	◎	○	○
		運動器系障害学Ⅱ						○	◎	◎	◎	◎	○	○
		神経系障害学Ⅰ						○	○	◎	◎	◎	○	○
		神経系障害学Ⅱ						○	○	◎	◎	◎	○	○
		老年学						○	◎	◎	◎	◎	○	○
		リハビリテーション医学						○	◎	◎	◎	◎	○	○
		病理学						○	◎	◎	◎	◎	○	○
		精神・心理とリハビリテーション						○	◎	◎	◎	◎	○	○
	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	公衆衛生学	◎	◎	○			◎	◎	○	○			○
		リハビリテーション概論	○	○	○			◎	◎	◎	◎	○		○
		医療統計学Ⅰ				◎	◎		◎					○
		医療統計学Ⅱ				◎	◎		◎					○
		感染予防	◎					◎	○	◎	◎	○		◎
		地域援助活動論	◎		◎	◎	◎	◎			◎	○		◎
		地域ケアシステム論	○			○	○	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎
		福祉と住環境	◎		◎	◎	◎	◎			◎	○		◎
		専門分野	基礎理学療法学	基礎運動学							◎	◎	◎	◎
関節運動学									◎	◎	◎	◎	◎	◎
運動学実習					○	○	○		◎	◎	◎	◎	◎	◎
理学療法学概論								○	◎	◎	◎	◎	◎	◎
基礎理学療法実習					○	○	○		◎	◎	◎	◎	◎	◎
運動機能解析学						○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎
生体機能学						○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎
法医学管理療	安全管理論		◎		◎	◎	◎	◎				○		◎
	理学療法教育管理学		◎	○	◎	◎	◎	◎						
	教育原理		◎	◎	◎	◎	◎	○	◎					
理学療法評価学	理学療法評価学								◎	◎	◎	◎	◎	◎
	理学療法評価学実習				○	○	○		◎	◎	◎	◎	◎	◎
	神経理学療法評価学								◎	◎	◎	◎	◎	◎
	神経理学療法評価学実習				○	○	○		◎	◎	◎	◎	◎	◎
	運動器理学療法評価学								◎	◎	◎	◎	◎	◎
	運動器理学療法評価学実習				○	○	○		◎	◎	◎	◎	◎	◎
	内科系理学療法評価学								◎	◎	◎	◎	◎	◎
	内科系理学療法評価学実習				○	○	○		◎	◎	◎	◎	◎	◎
	動作分析学					○	○		◎	◎	◎	◎	◎	◎
理学療法治療学	理学療法基礎治療学Ⅰ								◎	◎	◎	◎	◎	◎
	理学療法基礎治療学Ⅱ		○					○	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	理学療法基礎治療学実習Ⅰ				○	○	○		◎	◎	◎	◎	◎	◎
	理学療法基礎治療学実習Ⅱ		○		○	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	理学療法技術論								◎	◎	◎	◎	◎	◎
	理学療法技術論実習		○		○	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	神経理学療法学		○					○	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	神経理学療法実習		○		○	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	運動器理学療法学		○					○	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	運動器理学療法実習		○		○	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	内科系理学療法学		○					○	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	内科系理学療法実習		○		○	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	スポーツ理学療法学							○	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	電気診断学								◎	◎	◎	◎	◎	◎
	リハビリテーション関連機器							○	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	発達障害理学療法学		○					○	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	発達障害理学療法実習		○		○	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎

		科目名	ディプロマポリシー											
			医療専門職ならびにチーム医療の一員としてふさわしい倫理観と幅広い教養とコミュニケーション能力を身につけている。			専門領域ならびに関連した領域の課題を解決するために必要な情報を収集して適切に活用する能力や判断力を有している。			医療人として必要な基本的な知識を身につけている。			理学療法学の専門的な知識および技術を修得し、それらを実践する力を有している。		
			倫理観	幅広い教養	コミュニケーション能力	情報活用能力	問題解決能力	専門職関連能力	リハビリテーション理念	人体構造・機能と発達	疾患と障害	理学療法専門知識	理学療法技術	臨床実践能力
専門分野	学地 学療域 法理	予防理学療法学	○			○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		多職種連携論	○			○	○	◎	◎	◎	◎	○	◎	
		アダプテッドスポーツ	○					○	○	◎				
	臨床 実習	理学療法臨床見学実習	○		○	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		理学療法臨床検査測定実習	○		○	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		理学療法総合演習Ⅰ						○	◎	◎	◎	◎	◎	
		理学療法臨床評価実習	○		○	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		理学療法臨床総合実習	○		○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	理学 療法 研究・ 演習	理学療法臨床専門実習	○		○	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		理学療法研究				◎	◎		○	○	◎	◎	◎	
		理学療法研究Ⅰ				◎	◎		○	○	◎	◎	◎	
		理学療法研究Ⅱ				◎	◎		○	○	◎	◎	◎	
		理学療法演習Ⅰ				◎	◎		○	○	◎	◎	◎	
		理学療法演習Ⅱ				◎	◎		○	○	◎	◎	◎	
		理学療法セミナーⅠ							◎	◎	◎	◎	◎	
		理学療法セミナーⅡ							◎	◎	◎	◎	◎	
	理学療法総合演習Ⅱ			○	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎		

学修成果（◎＝強く関連、○＝関連、△＝やや関連）

理学療法学科カリキュラムチャート (2024 年度入学生以降)



理学療法学科のカリキュラムの特色

理学療法学科は専門領域が多岐に亘り、学習すべき内容が膨大となっています。さらに、リハビリテーションは理学療法対象者の個々の特性によって到達目標が異なるため、学生は確実な基礎知識の上に十分な臨床実習を体験することが要求されています。このため4年間の大学教育を通して学習を段階的に進めていくことが重要となります。

本学科では、理学療法士として必要とされる知識と技術を、1年次より段階的に展開し、理学療法の知識と実際の体験を通して学べるように編成しています。また、拡大する理学療法学科の応用範囲に合わせて選択科目を充実させ、学生の興味と進路に合致した学習が可能となるよう配慮しています。

1年次では、自然科学ならびに解剖学や生理学といった基礎医学を学びます。同時に、早期臨床実習の一環として理学療法対象者との交流を図り、学生自らが医療従事者の一員であることを自覚します。

2年次では、解剖・生理学を応用して運動学を確実に身に着け、理学療法利用者の病態を理解するために必要な臨床医学を学習します。その上で、理学療法評価学の検査項目や測定手技を、講義および臨床実習を通して習得します。

3年次の前期は、理学療法治療学や地域理学療法学科の立場から臨床的問題点の解決過程を学び、チームワーク医療の重要性や予防医学への応用、さらに健康増進の社会的必要性について学習します。3年後半では、学生一人一人が理学療法の臨床応用が擬似体験できるよう、教員の指導のもとで理学療法技術論をとらして理学療法の適応方法と技術を深めます。

4年次では、豊橋市内をはじめとする各地の医療関連機関や臨床施設において、理学療法対象者を実際に担当し、個々の状態に合わせた理学療法の実践、即ち評価、診断、治療および効果判定を臨床指導者のもとで総合的に学習します。同時に、1～4年次の講義や臨床実習で学んだ理学療法学科の学問体系を基に、理学療法学科の専門分野を発展させるための研究方法を理学療法研究論・演習の過程で習得します。

国家試験

理学療法士になるためには、理学療法士及び作業療法士法(昭和40年法律第137号)第10条の規定により、理学療法士及び作業療法士国家試験を受け、これに合格しなければなりません。理学療法士の国家試験は、毎年3月初めの日曜日に各理学療法士養成校の最終学年の学生で卒業が見込まれるものを対象として東京・大阪・名古屋をはじめとする8つの都道府県で実施されます。

出題内容としては、共通問題(解剖学、生理学、運動学、リハビリテーション医学、臨床医学など)と、理学療法専門問題(評価学、運動療法学科、物理療法学科、疾患別理学療法学科など)があります。

理学療法学科 学生行動指針

私たちは、リハビリテーションの一翼を担う理学療法士を目指す者の集まりです。

理学療法士は、すべてのヒトがより健康で安寧な生活が営めることを目標とする医療・福祉・保健のいろいろな領域で、中心的な役割を担うことになります。自分自身のみならず他者に対してもヒトが持つ能力を最大限に伸ばすべく、常に切磋琢磨する存在でありたいと思います。

私たちは自己を過小評価したり、過大評価したりすることなく常に見つめなおし、友人同士、実習施設の指導者、臨床実習の指導者、患者、家族等に対して誠実に接し、最大限の力を発揮するように努力する存在です。常に卒業後の社会人、職業人としてのイメージを持つに留まらず、自分にしかねない理学療法士のイメージを大切に持ち、かつ、育てる態度が求められます。

これらの達成のために、以下のことを学生の行動指針として掲げます。

- 自らの健康な体を維持し、増進することを心がけよう。
学内全面禁煙です。
階段の利用を推進します。
- 医療専門職を目指す学生として節度ある服装、容姿、言動等を心がけよう。
清潔のために土足禁止区間を設けます。
華美な化粧やアクセサリ類は避けます。
清潔な容姿、髪型、服装を守り、手や爪は清潔を保ちます。
教室、実習室を整理整頓し、定期的に掃除を行います。
- 時間・期日を厳守しよう。
始業時間や集合の時間を守ります(10分前、5分前集合・・・を心がける)。
レポートや報告書の提出期日を守ります。
- 理学療法学科の学生としての誇りを育てます。
挨拶をきちんとし、周囲の方に常に誠意を持って対応します。
障害のある人々には積極的に援助の手を差し出すようにします。
- 感謝の気持ちとそれに報いるための方法を見つけたそう。
我々が理学療法を勉強するために提供されるすべてのことを感謝して受け入れ、そこから得た知識、技術を将来の仕事の中で必ず戻せるように、心がけます。

I 履修上の基礎知識

1 履修について

1. 単位の算定

大学での履修制度は単位制です。単位制とは、授業科目ごとに大学設置基準に基づいて学修し、所定の単位を修得する制度です。

単位とは学修時間を表す名称で、その修得は、個々の科目について所定の時間を履修し、試験その他の方法により合格と判定されたときに認められます。

「1単位」とは、各授業科目につき、授業及び授業外をあわせ、45 時間の学修時間(予習・復習)を必要とするものとして計算されます。

なお、1年間の授業期間は、春学期 15 週と秋学期 15 週をあわせて 30 週です。各授業科目の単位計量は、科目の種類・性質等によって異なり、大別して次の3種類に分けられます。

(1) 講義科目

15 時間の授業で1単位となります。

これにより、本学での毎週1時限(2時間相当)、一期(春学期または秋学期)の授業で、2単位、または1単位とします。

(2) 演習・実技科目(スポーツ、基礎ゼミナール等)

30 時間の演習・実技で1単位とします。

(3) 実習等(臨床実習等)

45 時間の実習等で1単位とします。

2. 授業

(1) 授業時間

授業時間は原則として1日5時限で、次の通りです。

時 限	時 間
第1限	9:00～10:30
第2限	10:40～12:10
第3限	13:10～14:40
第4限	14:50～16:20
第5限	16:30～18:00

◆試験期間中は時間帯が異なる場合があるので、注意しましょう。

(2) 休講

原則として、以下の場合は「休講」になります。

① 休講掲示があった場合

② 学校行事等により、平常授業を行わない場合

③ 授業開始から 30 分以上経過しても、授業担当から教室に連絡がない場合

④ 愛知県東三河南部に「暴風警報」(暴風雪警報も含む)又は「特別警報」が発令された場合

⑤ 交通機関のストライキ等の場合

JR 東海、豊橋鉄道、名鉄のいずれかがストライキ又は自然災害等の影響で運行を停止し、授業等の実施が困難な場合

⑥ 大規模地震が発生した場合、もしくは「南海トラフ地震に関連する情報」で発表された情報等にもとづき、講義または試験等を行うことが困難であると学長が判断した場合は休講(場合によって休校)とします。

【詳細情報】暴風警報、特別警報の発令及び解除に関する授業等の取扱について

愛知県東三河南部に暴風警報(以降、暴風雪警報も含む)又は特別警報が発令された場合は、授業等を休講とする。

ただし、愛知県東三河南部の暴風警報又は特別警報が解除された場合の授業等の扱いは、次の通りとする。

状 況	授業等の実施
午前 7 時までに解除された場合	平常授業等を実施する。
午前 11 時までに解除された場合	午後 1 時以降の授業等を実施する。
午後 4 時までに解除された場合	午後 6 時以降の授業等を実施する。

なお、愛知県東三河南部以外の地域に居住する学生で、居住地域・通学経路に暴風警報、特別警報が発令されている場合は、授業等への出席を要さない。その際は3日以内に教務課カウンターへ申し出て、事務手続きを行うこと。

※実習中の場合も、原則としてこの取り扱いに準ずることとする。

各自で実習地域の状況を確認し、実習施設の指示に従うこと。

(3) 補講

平常の授業を休講した場合には、「補講」を行います。

補講は、通常講義期間中の時間外に行う場合と「補講日」に行う場合があります。

日程は、そのつど掲示によって指示します。

(4) 集中講義

春期又は夏期休業などの一定の期間にまとめて集中的に行う講義です。

日程は、そのつど掲示によって指示します。

(5) 欠席

欠席については、次のような扱いをします。

① 各授業担当教員の定めた基準による。**(授業担当教員の指示に従うこと。)**

出席率、レポート提出率等が授業担当教員の定めた基準を満たさない場合は、定期試験の受験資格を失います。理学療法学科の科目の受験資格基準は、出席が講義科目で2/3以上、演習・実技科目(実習等)では4/5以上であることとしています。

② 次の場合は、**公欠扱い**とします。

該当の学生は、以下の手続き期間内に指定の提出先へ「公欠願」を提出してください。期限を過ぎたものは、一切受け付けできませんので注意してください。

公欠とする内容	必要添付書類	手続き期間	提出先
(1)忌引を認める期間 ●一親等の場合(父母、配偶者) 7日 ●二親等の場合(祖父母・兄弟姉妹) 3日 ●その他三親等以内の親族のとき 1日 ※告別式又はその前日から数えて連続した日数とする。遠隔地の場合は、忌引日数の他に交通に要する日数を考慮する。	会葬礼状 または 葬儀証明書 など	左記期間の 翌日から 3日 (土日祝含まない)以内	教務課

(2)本人又はその家族が感染症(学校保健安全法施行規則第18条の定めた感染症及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する指定感染症等)にかかり出校停止となった場合 第1種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。)、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。)及び特定鳥インフルエンザ(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。) 第2種 インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く。)、百日咳せき、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎 第3種 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症	医師の診断書	医師により出校を許可された日から3日(土日祝含まない)以内	教務課
(3)本人の就職試験等の場合(会社訪問は除く)	就職試験報告書	公欠した翌日から3日(土日祝含まない)以内※	キャリアセンター
(4)大学の認めた公的な理由による場合 (対外試合、課外活動等)	学外行事参加願 学外行事参加報告書 集会・合宿許可願	公欠した翌日から3日(土日祝含まない)以内※	学生課
(5)地震・水害などの大規模な災害で出校することが危険となった場合		公欠した翌日から3日(土日祝含まない)以内※	教務課
(6)その他大学が正当な理由として特に認めた場合			教務課

※事前にわかっている場合に提出すること。

交通機関の事故のため遅刻または欠席した場合は、出校後直ちに該当する授業科目の担当者へ届け出てください。延着証明書が渡された場合はそれを添えてください。

- ③ 病気、その他の事由のため、1週間以上欠席する場合は、学生課に「**長期欠席届**」を提出してください。(病気による欠席の場合は、医師の診断書を添付する。)
- ④ 病気、その他の事由のため、3カ月以上欠席する場合は、学生課に申し出て、「**休学願**」を提出してください。(病気による欠席の場合は、医師の診断書を添付する。)

3. 履修登録

履修登録とは、その年度の春学期、秋学期に履修しようとする授業科目を決め、所定の手続きにしたがって届け出ることです。履修登録の手続きは単位取得のための重要な手続きであって、正当な理由なくこの手続きを怠る者は、本学における勉学の意思なきものとみなされ、卒業等において学生の不利益となるので注意してください。

(1) 履修登録の方法

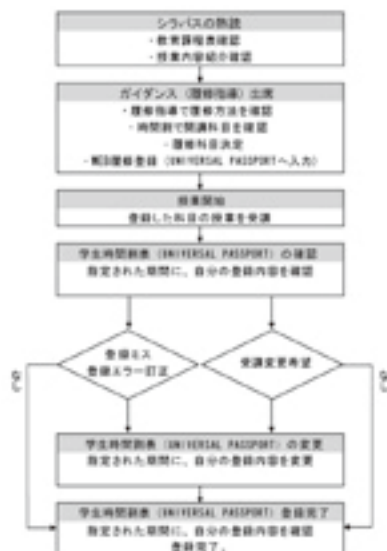
① 履修登録は単位計算と成績評価の基礎となるものです。学業修得の成果は取得単位数と成績評価によって表されます。卒業及び資格取得等に必要科目、単位数についてよく調べた上で、年間を通じた具体的な履修計画をしっかりと立てておく必要があります。

② 授業科目の履修は、「授業科目一覧表」の配当年次に従って履修します。
(上級学年に配当されている科目は履修できない。)

- ◆ 2年次以降において、未修得の過年次配当の授業科目があった場合、卒業必要単位数との係わりを考慮したうえ、優先して履修します。(※すでに履修し単位を修得した科目の履修は認められません。)

(2) 履修科目の決定から履修登録完了までの流れ

WEB履修登録の仕方



※通年科目は、春学期に登録すれば秋学期登録の必要はありません。

Ⅱ 履修方法

1 卒業要件

① 卒業要件

本学を卒業するためには、4年以上在学し(ただし、休学期間を除く)、下記に示す卒業要件単位数以上を修得しなければなりません。

また、4年以上在学し、卒業要件を充たしたものには学位記を授与し、「学士(理学療法学)」の学位が与えられます。

② 卒業見込証明書の発行条件

※別に定め、ガイダンス等で案内する。

③ 卒業要件単位数

2024 年度以降入学生用

科目区分		卒業要件				自由	
		必修	選択	計	総計		
基礎教育科目	基礎分野	基礎教養ゼミナール	4	3	18	128	
		人間生活の質的向上に関する科目群	2				
		社会参加の前提に関する科目群					
		専門教育の基盤となる科目群	5				
		コンピュータリテラシに関する科目群	2				
		外国語科目群	2				
		健康の維持向上・管理に関する科目群					
	地域未来創造プログラム						
計		15	3				
専門教育科目	専門基礎分野	人体の構造と機能及び心身の発達	14		110		
		疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	16				
		保健医療福祉とリハビリテーションの理念	7				
	専門分野	基礎理学療法学	8	1			4
		理学療法管理学	2				
		理学療法評価学	10				
		理学療法治療学	19	1			
		地域理学療法学	3				
		臨床実習	21				
		理学療法研究・演習	2	2			
	計	102	4	4			
他 大 学 開 講 科 目					4		
合 計		117	11	128	6		

		科目区分	卒業要件				自由		
			必修	選択	計	総計			
基礎教育科目	基礎分野	基礎教養ゼミナール	4	3	18	128			
		人間生活の質的向上に関する科目群	2						
		社会参加の前提に関する科目群							
		専門教育の基盤となる科目群	5						
		コンピュータリテラシに関する科目群	2						
		外国語科目群	2						
	健康の維持向上・管理に関する科目群								
	計	15	3						
専門教育科目	専門基礎分野	人体の構造と機能及び心身の発達	14	4	110				
		疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	16						
		保健医療福祉とリハビリテーションの理念	7						
	専門分野	基礎理学療法学	8						1
		理学療法管理学	2						
		理学療法評価学	10						
		理学療法治療学	19						1
		地域理学療法学	3						
		臨床実習	21						
		理学療法研究・演習	2						2
		計	102						4
他 大 学 開 講 科 目					4				
合 計		117	11	128	6				

科目区分		卒業要件				自由
		必修	選択	計	総計	
基礎教育科目	基礎分野	基礎教養ゼミナール	4	5	19	128
		人間生活の質的向上に関する科目群	2			
		社会参加の前提に関する科目群				
		専門教育の基盤となる科目群	3			
		コンピュータリテラシに関する科目群	2			
		外国語科目群	2			
		健康の維持向上・管理に関する科目群	1			
	計	14	5			
専門教育科目	専門基礎分野	人体の構造と機能及び心身の発達	14	2	109	
		疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	17			
		保健医療福祉とリハビリテーションの理念	8			
	専門分野	基礎理学療法学	8	1		
		理学療法評価学	10			
		理学療法治療学	19	1		
		地域理学療法学	6			
		臨床実習	18			
		理学療法研究・演習	3	2		
	計	103	6			
他 大 学 開 講 科 目					4	
合計		117	11	128	6	

2 履修登録単位数の上限

授業科目の履修にあたっては、系統的かつ総合的な学修を考慮し、無計画な履修を避けるために、年次・学期別に履修できる単位数の上限を設けています。

1年間において44単位、各学期22単位とする。

3 進級要件

当該年次までに配当されたすべての必修科目を修得すること。

4 他大学との単位互換科目の履修について

保健医療学部では、愛知工科大学の「三河産業論」と「三河産業史」について、許可を得て履修し試験に合格した場合、本学の単位として認められる。卒業要件の単位には含まれず、自由科目の単位となる。履修を希望する場合は、教務課に問い合わせること。

5 試 験

① 試験の種類

試験には定期試験、追試験、再試験、その他随時行われる試験があります。

※通常の授業時間帯と異なる場合もあるので注意すること。

② 受験資格

次の条件を備えていなければ、定期試験及び追・再試験の受験資格はありません。

1. 授業担当者より履修の承認を受けていること。
2. 出席率、レポート提出率等が授業担当教員の定める基準を満たしていること。
3. 出席回数が、講義科目は2/3以上、演習・実技科目（実習等）は4/5以上であること。

※欠席については、「欠席」項目を参照のこと。

※履修登録に不備がある科目は受験しても無効となるので、学生時間割表を再確認すること。

(1) 定期試験

各学年を春学期、秋学期の二期に分け、原則として学期末に実施するものです。

(2) 追試験

病気、その他のやむを得ない事由のため定期試験当日に欠席した場合、あるいは、レポートの場合で指定期日に提出できなかった場合に受ける試験である。

定期試験を欠席した場合は、欠席当日の翌日から3日（土日祝を含まない）以内に欠席届と以下の書類を教務課へ提出し、追試験の手続きについて指示を受けること。また、あらかじめ

就職試験などにより定期試験日に欠席することが明らかな場合は、事前に担当教員へ申し出るとともに、教務課に申し出て追試験の手続きの指示を受けること。

なお、追試験の有無は、各学期定期試験後の成績公開時に **UNIVERSAL PASSPORT** 又は教務課掲示板にて確認すること。手続きは指定された期日内に速やかに行うこと。日時・場所については、追・再試験手続き日に掲示する。

受験を認められる理由	出願に必要な書類
交 通 事 故	事故証明書・欠席届
病 気 ・ ケ ガ (※)	医師の診断書（欠席日が明記されているもの）・欠席届
就 職 ・ 編 入 試 験 (※)	公欠願と就職・編入学試験報告書・欠席届
忌 引 ・ 災 害 (※)	公欠願と欠席理由を証明する書類・欠席届
そ の 他 大 学 が 認 め る 理 由 (※)	公欠願・欠席届 ※交通機関の事故による遅刻、欠席の場合は、延着証明書を添えること

※公欠、忌引、インフルエンザ等の感染症、災害の場合、受験料は不要とする。（「欠席」のページ参照のこと）

※ 学校において予防すべき感染症の種類は次のとおりとする。

第1種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。）

第2種 インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）、百日咳せき、麻疹、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎

第3種 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症

(3) 再試験

定期試験の結果が成績不良で、不合格（「不」の評価）となった者が再び受ける試験であり、必修科目について再試験を実施します。なお、理学療法臨床実習においては、この限りではない。

選択科目については再試験を実施しない場合があり、その場合は単位認定されないので注意すること。

再試験該当者は各自で成績を確認し、所定の手続きを行うこと。手続きをしない場合の受験は認められないので、十分に注意すること。

◆定期試験をレポートで実施する場合◆

レポートは、指示された日時・場所へ提出します。レポートは筆記試験と同様とみなされ

るので、正当な理由で指定日時に提出できなかった場合は、追試験の手続きが必要となります。また、成績不良の場合の再提出は再試験の手続きが必要です。

不正行為とは

- (1) 替え玉受験及びその依頼
- (2) 答案交換
- (3) カンニングペーパーの使用
- (4) 書き込み（机、所持品、身体など）
- (5) 答案を写す（見た者、見せた者）
- (6) 私語又は動作による連絡（連絡をした者、連絡を受けた者）
- (7) 偽名、氏名抹消又は故意による無記名
- (8) 持込が許可されていない参照物件の使用
- (9) 使用が許可された参照物件の貸借（借りた者、貸した者）
- (10) 携帯通信機器の使用
- (11) 受験態度が不良の場合
- (12) レポート提出に際して他者のものを引き写した場合
- (13) (1)から(12)に準ずると認められた場合
- (14) (1)から(13)の行為が試験終了後に発覚した場合

(4) 学生受験心得

1. 受験にあたっては、次のことを厳正に守ること

- (1) 試験場では必ず学生証を携帯すること。不携帯の場合は受験を認めない。
受験を希望する学生は、事務局学生課で仮学生証の発給を受けること。
- (2) 試験中は学生証を机上に提示すること。
- (3) 遅刻者は原則として受験できない。但し試験開始後 20 分以内で正当な理由のある場合には係員（試験教室の監督者）に申し出てその指示に従うこと。
- (4) 試験開始後 30 分間は退場を認めない。
- (5) 試験開始後は棄権を認めない。
- (6) 本学から交付する答案用紙のほかは使用してはならない。
- (7) 答案用紙の学科、年次、組、学籍番号、氏名は必ず記入すること。また、これらを記入しない答案は無効となる。
- (8) 試験場へ持ち込み参照可の試験における参照書籍類は必ず自ら持参のものであること。
教室内の貸借は認めない。
- (9) 必要最低限の筆記用具及び予め許可された参照物以外の物品は全て鞆等にしまい足元に置くこと。
- (10) 試験場においては私語その他いやくも疑惑を招くような態度をとらないこと。

2. 不正行為を行った者には、次のいずれかの処分を適用する。

- (1) 当該科目の単位を無効とし、さらに、当該学期における当該科目以降に実施する履修科目の試験については、「受験資格喪失」とする。
- (2) 当該科目のみならず、当該学期における全履修科目の単位を無効とする。
- (3) 退学、停学等の処分に付する。

3. レポート試験の提出

- (1) 担当教員の指示に従う。特にレポート表紙については指示のある場合はその指定の表紙を付けて提出する。

1. 単位認定と成績評価

①授業科目の試験等の成績は各授業担当教員の定めた基準により以下のように評価されます。

なお、遅刻、早退、欠席や劣悪な学習態度は減点の対象となる場合があります。

(2013 年度以降入学生)

評 価	成績評価基準(原評価)	成績証明書(就職試験等で提出)への記載	備 考
秀	合格 (90～100 点) 学修の到達目標を十分に達成し、かつ極めて優秀である。	秀	
優	合格 (80～89 点) 学修の到達目標を十分に達成している。	優	
良	合格 (70～79 点) 学修の到達目標を達成している。	良	
可	合格 (60～69 点) 学修の到達目標を概ね達成している。	可	
不	(59 点以下)学修の到達目標を大幅に下回っている。 →必修科目については再試験受験可能	記載されない	追・再試験に合格すれば 単位が認定される
欠	試験を欠席、またはレポートの未提出 →正当な理由による欠席の場合のみ追試験受験可能	記載されない	
失	失格 →定期試験及び追・再試験受験資格なし	記載されない	単位は認定しない

②追試験の成績評価…この試験に合格した場合の成績評価は、原則として「良」又は「可」とします。

③再試験の成績評価…この試験に合格した場合の成績評価は、原則として「可」とします。

④認定した単位については、成績評価を行わず「認」と表示します。

(資格取得による単位認定、本学入学前に修得した授業科目の単位など)

⑤**不正行為により**「受験資格喪失」の処分を受けた場合および「当該学期における全履修科目の単位が無効」となった場合の成績評価は「失」とします。

◆成績の無効◆

学則第 27 条により、学期の途中等で除籍処分となった場合は、(①在学年限を超えた場合、②休学の期間を超えてなお修学できない場合、③指定の期限内に授業料等を納入しない場合、④長期間にわたり行方不明の場合)その時点で当該学期における全科目の成績は無効となります。

2. GPA による評価

理学療法学科では Grade Point Average (GPA) を算出し、学修指導と厳格な成績評価を行っています。

①成績評価と GPA

理学療法学科教育課程の成績評価に与えられる Grade Point (GP) は次のとおりとします。

区分	成績評価	成績評価基準	GP
合格	秀	100～90 点	4.0
	優	89～80 点	3.0
	良	79～70 点	2.0
	可	69～60 点	1.0
不合格	不	59 点以下	0.0
	欠		0.0
	失		0.0
GP 対象外	認	単位認定科目	—
	履	卒業要件外単位 (自由科目)	—

②GPA の種類

当該学期における学修の状況及び成果を示す指標としての GPA (学期 GPA)、当該年度における学修の状況及び成果を示す指標としての GPA (年度 GPA)、在学中における全期間の学修の状況及び成果を示す指標としての GPA (通算 GPA) とします。

③GPA 算出方法

GPA の算出方法は次のとおりとします。また GPA の計算値は小数点第 3 位以下を四捨五入とします。

(1) 学期 GPA

$$\frac{(\text{当該学期に評価を受けた科目で得た GP}) \times (\text{当該科目の単位数})}{\text{当該学期の総履修単位数 (不合格科目を含む)}}$$

(2) 年度 GPA

$$\frac{(\text{当該年度に評価を受けた科目で得た GP}) \times (\text{当該科目の単位数})}{\text{当該年度の総履修単位数 (不合格科目を含む)}}$$

(3) 通算 GPA

$$\frac{(\text{各学期に評価を受けた科目で得た GP}) \times (\text{当該科目の単位数})}{\text{総履修単位数 (不合格科目を含む)}}$$

通算 GPA、年度 GPA および学期 GPA を算出する場合には、不合格科目（「不」または「欠」「失」評価）を含みます。

通算 GPA および年度 GPA を算出する場合には、不合格と評価されたのちに再履修により合格となり単位を修得した科目についても過去に得た不合格の評価は GPA 算出に含むものとします。

④ GPA 対象科目

GPA 対象科目は次に掲げるものを除外した科目とします。

- (1) 認定科目（他大学等で修得した科目を本学の単位として認定した科目及び他大学等との単位互換等で修得した単位）
- (2) 卒業要件外単位として認められた科目

⑤ GPA 算定期日

GPA の算定は、原則として春学期にあつては9月、秋学期にあつては3月とします。ただし、春学期に実施の集中講義等により GPA 算定期日までに成績が確定していない科目については、秋学期の履修とし算出することがあります。

⑥ 履修の取消

GPA 算定対象科目について、履修登録をした科目であっても受講目的が達成されないなどの理由から別に定める履修取消期間内に限り、履修の登録を取り消すことができます。履修の取り消しに関しては下記のような注意事項があります。

- (1) 履修取消期間については各学期に設けるので注意すること。
- (2) 履修の取消には「GPA に係る履修登録科目の取消願」の提出が必要です。なお、提出に際しは担任の許可が必要になります。
- (3) 各学期に定められた履修取消期間内に手続きを行わない場合は、当初申請した履修科目が成績評価の対象となりますので注意が必要です。ただし、履修取消期間中において、病気、事故等やむを得ない事情による場合は、この限りではありません。
- (4) 理学療法学科の「必修科目」は、履修取り消しはできません。
- (5) 履修を取り消した科目に替え、新たな授業科目の履修登録はできません。

⑦ GPA の用途

Grade Point Average (GPA) は、履修、就学指導およびその他指導に利用します。

- (1) 通算 GPA が基準に満たない学生については、クラス担任等より指導を行います。学期 GPA が連続して基準に満たない場合は、保護者同席のうえ、状況の改善を目指す指導を行います。
- (2) 通算 GPA が基準に満たない学生については、クラス担任等による面談を行ったのち、クラス担任等、保護者が同席のうえ学科長による退学勧告を行うことがあります。ただし、面談の結果、状況の改善が期待される場合は、この限りではありません。
- (3) 卒業要件を満たし、通算 GPA が 3.20 以上のものは、豊橋創造大学・豊橋創造大学短期大学部学生表彰「豊橋創造大学・豊橋創造大学短期大学部学長賞」推薦基準に基づき、学部長による学長賞推薦の対象とすることがあります。

※指導に必要な基準は別に定めます。

3. 成績評価の通知と発表

成績は、UNIVERSAL PASSPORT にて本人に通知されます。在学中の成績（GPA 含む）が全て記載されます。

成績発表の時期

	定期試験終了後	追再試験終了後
春学期	8 月初旬	9 月初旬
秋学期	2 月初旬	3 月初旬

また、入学手続きの際にご登録いただいた保証人に対して、年 2 回追再試験終了後に成績通知書を郵送します。修業期限で卒業できないことが確定した場合、また進級要件を充たすことができない場合、あるいはそれらの可能性が高いと判断された場合は、その事実と成績を保証人に通知します。

◆成績に疑義のある場合◆

指定された期日までに教務課まで申し出ること。

1. 成績証明書

- ① 成績評価のうち、成績証明書へ表示するものは「秀」、「優」、「良」、「可」、「認」とします。
- ② 2013 年度以降入学生については、GPA の成績証明書への記載は、学生本人からの申請により受け付けます。その際、GPA の成績証明書への記載が正当な事由であると判断した場合に限り
ます。

専任教員の略歴紹介について

専任教員略歴一覧

教員名	職名	専門分野	主な担当科目	略歴
小竹 伴照 (※)	学部長 教授	リハビリテーション 医学	リハビリテーション 医学	上飯田リハビリテーション病院勤務 博士（医学）
金井 章 (※)	学科長 教授	運動器理学療法学	運動器理学療法学	蒲郡市民病院勤務 名古屋大学大学院医学系研究科博士 課程満期退学 博士（リハビリテーション療法学）
加藤 知佳子	教授	心理学	臨床心理学	お茶の水女子大学大学院修士課程人文 科学研究科教育学専攻（心理学）修了
後藤 勝正	教授	生理学	生理学Ⅰ	東京学芸大学大学院教育学研究科修士 課程修了（教育学修士） 博士（医学）
富田 秀仁 (※)	教授	小児理学療法学	発達障害理学療法学	愛知県三河青い鳥医療療育センター勤務 金沢大学大学院医学系研究科博士課程 修了（博士（医学））
中川 博文	教授	リハビリテーション 工学	医療統計学Ⅰ	埼玉医科大学病院リハ科勤務 関東学院大学大学院工学研究科博士課 程修了（工学博士）
船井 純平	教授	英文学	英語Ⅰ	上智大学大学院博士後期課程文学研究 科英米文学専攻 満期退学（文学修士）
八木 幸一 (※)	教授	内部障害理学療法学	理学療法技術論	豊橋市民病院勤務 中部大学大学院経営情報学博士前期課 程修了（経営情報学修士）
辻村 尚子 (※)	准教授	地域理学療法学 疫学	地域ケアシステム論	豊川市民病院勤務 名古屋市立大学大学院医学研究科 予防・社会医学専攻博士課程修了 博士（医学）
湯口 聡 (※)	准教授	内部障害理学療法学	内部系理学療法学	心臓病センター榑原病院勤務 国際医療福祉大学大学院医療福祉学研 究科保健医療学専攻博士後期課程修了 博士（保健医療学）

中村 佳代 (※)	講師	神経理学療法学	神経理学療法学	鹿児島大学病院 勤務 総合研究大学院大学 生命科学研究科 生理科学専攻 博士課程修了 (博士 (医学))
西 啓太 (※)	講師	解剖学	解剖学 I	医療法人和仁会和仁会病院勤務 長崎大学大学院医歯薬学総合研究科 博士課程修了 (博士 (医学))
横山 真吾 (※)	講師	基礎理学療法学	理学療法基礎治療学 I	社会医療法人春回会長崎北病院勤務 長崎大学大学院医歯薬学総合研究科 博士課程修了 (博士 (医学))
大橋 和也 (※)	助教	基礎理学療法学	運動器理学療法評価学	医療法人整友会豊橋整形外科 鷹丘クリニック勤務 東京大学大学院総合文化研究科 (博士 課程) 広域科学専攻修了
小川 祐太 (※)	助教	運動器理学療法学	臨床実習	名古屋徳洲会総合病院勤務 豊橋創造大学大学院健康科学研究科 修士課程修了
後藤 亜由美 (※)	助教	基礎理学療法学	基礎理学療法学実習	京都大学大学院人間・環境学研究科博士 後期課程修了 (博士 (人間・環境学))
瀧野 皓哉 (※)	助教	内部障害理学療法学	内科系理学療法 評価学	医療法人 澄心会 岐阜ハートセンター 名古屋大学大学院医学系研究科博士 課程満期退学 博士(リハビリテーション療法学)
塚田 晋太郎 (※)	助教	神経理学療法学	運動学実習	愛知医科大学病院勤務 星城大学大学院健康支援学研究科修士 課程修了
彦坂 潤 (※)	助教	運動器理学療法学	理学療法評価学実習	総合青山病院勤務 豊橋創造大学大学院健康科学研究科 修士課程修了
藤原 光宏 (※)	助教	基礎理学療法学 免疫学	神経理学療法評価 学実習	上飯田リハビリテーション病院勤務 名古屋大学大学院医学系研究科博士 課程満期退学 博士(リハビリテーション療法学)

(※) は、実務経験のある教員

学修における生成 AI ツールの利用に関する本学の方針

1. 本学の方針

現在、ChatGPT 等をはじめとする生成系人工知能（以降、生成 AI）の進展は目覚ましく、社会において期待とともに大きな注目を集めています。教育分野においては、生成 AI を適切に活用することで学修効果の向上が期待される反面、レポート等の作成に生成 AI のみが使われること等に対する懸念が指摘されています。

こうした背景を踏まえ、本学では、生成 AI の利活用に関する基本方針を下記のように定めます。

- ・ 本学では、学修活動における生成 AI の利活用を一律には禁止しません。
- ・ 授業やゼミなどの学修における生成 AI の利用可否や利用方法、利用場面については、担当教員の指示に従うものとします。

生成 AI ツールに関しては技術的な課題が存在しており、いくつかの懸念やリスクが指摘されています。学修のみならず、日常生活での利用に際しての留意事項を以下に示しますので、十分に注意して適切な利用に努めてください。

2. 留意事項

(1) 生成 AI と学修活動・成績評価

大学における学修は学生が主体的に学ぶことが本質です。学生自らの手によらず、生成 AI の出力をそのまま用いてレポートや論文等の成果物を作成することは、情報を収集して対象を理解し、課題と解決策を模索する基本的な学修プロセスがバイパスされるため、学生自身の学びを深めることに繋がりません。また、生成 AI の出力に著作物の内容がそのまま含まれていた場合、これに気付かずレポート等に用いると、意図せずとも盗用・剽窃に当たる可能性があります。

学修において生成 AI を不適切に利用した場合には、試験等における不正行為に該当するとみなされ、本学規程に基づき処分の対象となる場合がありますので十分に注意してください。

(2) 生成 AI の技術的限界（生成物の内容の正確性）

生成 AI により生成された内容には、誤った情報が含まれている、あるいはバイアス（先入観、偏り）が含まれている可能性があります。また、生成 AI の出力結果を鵜呑みにして無批判的に用いることは思考過程の訓練の機会を逸することになり、不適切です。インターネット検索等と同様に、出力された内容の確認・裏付けを行うことが必要です。

(3) 機密情報や個人情報の流出・漏洩等の可能性

生成 AI は、利用者に対するサービス向上のため入力されたデータを使って学習しています。このため、生成 AI への入力を通じて機密情報や個人情報等が意図せず流出・漏洩する可能性があります。このような事態を避けるため、機密情報や個人情報等は絶対に入力してはいけません。また、情報漏洩の対策としてオプトアウト（学習機能の無効化）を利用し、守るべき情報を AI に学習させないような対策を行ってください。

(4) 著作権侵害の可能性

生成 AI が作成する回答には、インターネットサイト上の他者が作成した文章等の著作物が含まれている可能性があります。生成 AI によってつくられた文章等の利用によって、著作権を侵害することのないよう注意してください。

3. 今後の対応

本学としては、今後も AI 関連技術の進展や社会での活用状況等の情報収集を行い、教育理念において目標として掲げる「次世代を担う創造性豊かな人材の育成」に資するよう、適切かつ有効な利用法について検討を進めます。

以上

Ⅲ 教 育 課 程 表

(授業科目開講一覧表)

2025年度入学生用

《科目ナンバリング(体系的な教育課程の編成)について》

・科目ナンバリング

ナンバリング、あるいはコース・ナンバリングとは、授業科目に適切な番号を付し分類することで、学修の段階や順序等を表し、教育課程の体系的性を明示する仕組みです。大学内における授業科目の分類という意味を持っています。学問の分類や対象とするレベル(学年等)等を示すことで、学生が適切な授業科目を選択する際の参考となります。授業位置づけがわかるように各科目に番号を振ることで、学士課程の科目全体を体系化でき、学生が授業を選びやすくすることを狙いとしています。

・科目ナンバリング制度の学内基準

<u>PT</u>	<u>D</u>	<u>M</u>	<u>1</u>	<u>005</u>
学科／科	学修段階	位置づけ	配当学年	整理番号

本学のナンバリングは、まず、頭文字として、学科／科別にアルファベット2文字で分類しています。二つ目に、カリキュラムチャートにて分類された学習段階を英語表記(A～Z)で分類。次に、位置づけとして基礎科目(L)と専門科目(M)を表記しています。そして、配当学年を表示し、最後に科目順に整理番号を表記しています。

理学療法学科・・・・・・・・PT Physical therapy

学修段階・・・・カリキュラムチャートにて分類された学修成果を英語表記(A～Z)で分類。

位置づけ・・・・教養教育科目：L
専門教育科目：M

配当学年・・・・1年生：1
2年生：2
3年生：3
4年生：4
大学院：5
自由科目等：0

整理番号・・・・・・・・001番～999番

教育課程表（授業科目開講一覧表）

※開講時期は変更となる場合があるので毎年シラバス等で確認すること

2025年度入学生～

	科目コード	科目ナンバリング	保健医療学部理学療法学科 科目名	単位数			開講時期（●）							
				必修	選択	自由	1年		2年		3年		4年	
							春	秋	春	秋	春	秋	春	秋
基礎分野	ゼミナール	9001	P T A L 1 0 0 1	基礎ゼミナールⅠ	1		●							
		9002	P T A L 1 0 0 2	基礎ゼミナールⅡ	1			●						
		9003	P T A L 2 0 1 3	基礎ゼミナールⅢ	1				●					
		9004	P T A L 2 0 1 4	基礎ゼミナールⅣ	1					●				
	人間生活の質的向上に関する科目群	9011	P T A L 1 0 0 3	心理学Ⅰ	2		●							
		9012	P T A L 1 0 0 4	心理学Ⅱ	2			●						
		9014	P T A B L 1 0 0 1	国語表現法	2		●							
		9015	P T A B L 1 0 0 2	文学論	2			●						
		9016	P T A B L 1 0 0 3	哲学	2			●						
		9020	P T A L 1 0 0 5	ポラントイア論	2		●							
	社会参加の前提に関する科目群	9026	P T A B L 1 0 0 6	社会学概論	2		●							
		9027	P T A B L 1 0 0 7	法学概論	2		●							
		9028	P T A B L 1 0 0 8	市民社会と政治	2		●							
		9029	P T A B L 1 0 0 9	社会思想史	2		●							
		9030	P T A B L 1 0 1 0	消費経済論	2		●							
		9032	P T A B L 1 0 1 2	社会政策	2		●							
		9034	P T A B L 1 0 1 3	社会福祉学	2		●							
		9037	P T A B L 1 0 1 1	環境科学	2			●						
	専門教育の基盤となる科目群	9041	P T A B L 1 0 1 4	生物学	2		●							
		9140	P T B C L 1 0 0 2	医療学入門	2			●						
		9045	P T A B L 1 0 1 6	生命倫理	1			●						
		9022	P T A B L 1 0 0 4	救命救急学	2			●						
	コンピュータに関する科目群	9055	P T A B L 1 0 1 7	情報リテラシⅠ	1		●							
		9056	P T A B L 1 0 1 8	情報リテラシⅡ	1			●						
		9058	P T A B L 2 0 2 6	情報倫理	1					●				
	外国語科目群	9061	P T A B L 1 0 1 9	英語Ⅰ	2		●							
		9062	P T A B L 1 0 2 0	英語Ⅱ	2			●						
		9066	P T A L 1 0 0 6	英語コミュニケーションⅠ	2		●							
		9067	P T A L 1 0 0 7	英語コミュニケーションⅡ	2			●						
		907A	P T A L 1 0 0 8	ドイツ語Ⅰ	2		●							
		907B	P T A L 1 0 0 9	ドイツ語Ⅱ	2			●						
		907C	P T A L 1 0 1 0	中国語Ⅰ	2		●							
		907D	P T A L 1 0 1 1	中国語Ⅱ	2			●						
		907E	P T A L 1 0 1 2	ポルトガル語	2			●						
		9087	P T A B L 2 0 2 7	医学英語	2					●				

	科目コード	科目ナンバリング	保健医療学部理学療法学科 科 目 名	単位数			開講時期 (●)							
				必修	選択	自由	1年		2年		3年		4年	
							春	秋	春	秋	春	秋	春	秋
基礎分野	健康の維持向上・ 管理に関する科目群	909A	P T A B L 1 0 2 4	ス ポ ー ツ I	1		●							
		9092	P T A B L 1 0 2 1	ス ポ ー ツ II	1			●						
		9095	P T A B L 1 0 2 2	健 康 科 学 I	2		●							
		9094	P T A B L 1 0 2 3	健 康 科 学 II	2			●						
	地域未来創造 プログラム	909B	P T A B L 2 0 0 1	東 三 河 創 造 入 門	2				●					
		909C	P T A B L 2 0 0 2	東三河の歴史風土と文化	1					●				
		909D	P T A B L 2 0 0 3	デ ー タ サ イ エ ン ス 入 門	2					●				
専門基礎分野	人体の構造と機能及び心身の発達	9101	P T C M 1 0 0 1	解 剖 学 I	2		●							
		9102	P T C M 1 0 0 2	解 剖 学 II	2			●						
		9105	P T C M 1 0 0 3	生 理 学 I	2		●							
		9106	P T C M 1 0 0 4	生 理 学 II	2			●						
		9109	P T C M 1 0 0 5	解 剖 学 実 習	1			●						
		9111	P T C M 1 0 0 7	生 理 学 実 習	1			●						
		9110	P T C M 1 0 0 6	体 表 解 剖 学 実 習	1			●						
		9114	P T C M 2 0 0 8	ス ポ ー ツ 生 理 学	2				●					
		9115	P T C M 2 0 0 9	臨 床 心 理 学	2					●				
		9118	P T C M 2 0 1 0	人 間 発 達 学	1					●				
		9119	P T B C M 3 0 1 2	教 育 心 理 学	2						●			
	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	9123	P T C M 2 0 1 1	内 科 系 障 害 学	2				●					
		9127	P T C M 2 0 1 2	運 動 器 系 障 害 学 I	2				●					
		9128	P T C M 2 0 1 3	運 動 器 系 障 害 学 II	2					●				
		9129	P T C M 2 0 1 4	神 経 系 障 害 学 I	2				●					
		9130	P T C M 2 0 1 5	神 経 系 障 害 学 II	2					●				
		9138	P T C M 2 0 1 8	老 年 学	1					●				
		9133	P T C M 2 0 1 6	リハビリテーション医学	2				●					
		9135	P T C M 2 0 1 7	病 理 学	2						●			
		9136	P T C M 3 0 1 9	精神・心理とリハビリテーション	1						●			
	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	9141	P T B C M 1 0 0 3	公 衆 衛 生 学	2		●							
		9143	P T B C M 1 0 0 4	リハビリテーション概論	2		●							
		9200	P T B C M 1 0 0 5	医 療 統 計 学 I	2				●					
		9202	P T B C M 1 0 0 7	医 療 統 計 学 II	2					●				
		9044	P T B C M 2 0 0 6	感 染 予 防	1				●					
		9021	P T B C M 3 0 0 8	地 域 援 助 活 動 論	2							●		
		9264	P T C D M 3 0 0 7	地 域 ケ ア シ ス テ ム 論	2							●		
		9023	P T B C M 1 0 0 1	福 祉 と 住 環 境	2		●							

		科目コード	科目ナンバリング	保健医療学部理学療法学科 科 目 名	単位数			開講時期 (●)							
					必修	選択	自由	1年	2年	3年	4年	春	秋	春	秋
								春	秋	春	秋				
専門分野	基礎理学療法学	9205	P T C D M 1 0 0 1	基 礎 運 動 学	2				●						
		9207	P T C D M 2 0 0 5	関 節 運 動 学	2				●						
		9204	P T C D M 1 0 0 4	運 動 学 実 習	1				●						
		9208	P T C D M 1 0 0 2	理 学 療 法 学 概 論	2			●							
		920A	P T C D M 1 0 0 3	基 礎 理 学 療 法 実 習	1			●							
		920B	P T D M 3 0 2 7	運 動 機 能 解 析 学	1							●			
		920C	P T D M 3 0 2 8	生 体 機 能 学	1							●			
		920D	P T D M 3 0 2 9	地 域 健 康 支 援 学	1							●			
	理学療法 管理学	9046	P T B C M 3 0 0 9	安 全 管 理 論	1							●			
		920F	P T B C M 3 0 1 0	理 学 療 法 教 育 管 理 学	1						●				
		920G	P T B C M 3 0 1 1	教 育 原 理	2					●					
	理学療法評価学	9213	P T D M 2 0 0 5	理 学 療 法 評 価 学	2				●						
		9214	P T D M 2 0 0 6	理 学 療 法 評 価 学 実 習	1				●						
		9217	P T D M 2 0 0 7	神 経 理 学 療 法 評 価 学	1					●					
		9218	P T D M 2 0 0 8	神 経 理 学 療 法 評 価 学 実 習	1					●					
		921A	P T D M 2 0 1 0	運 動 器 理 学 療 法 評 価 学	1					●					
		921B	P T D M 2 0 1 1	運 動 器 理 学 療 法 評 価 学 実 習	1					●					
		921C	P T D M 3 0 3 0	内 科 系 理 学 療 法 評 価 学	1						●				
		921D	P T D M 3 0 3 1	内 科 系 理 学 療 法 評 価 学 実 習	1						●				
		921E	P T D M 3 0 3 2	動 作 分 析 学	1							●			
	理学療法治療学	922A	P T D M 1 0 0 3	理 学 療 法 基 礎 治 療 学 I	1				●						
		922B	P T D M 1 0 0 4	理 学 療 法 基 礎 治 療 学 II	1					●					
		922C	P T D M 2 0 1 2	理 学 療 法 基 礎 治 療 学 実 習 I	1				●						
		922D	P T D M 2 0 1 3	理 学 療 法 基 礎 治 療 学 実 習 II	1					●					
		9227	P T D M 3 0 1 5	理 学 療 法 技 術 論	2							●			
		9229	P T D M 3 0 1 6	理 学 療 法 技 術 論 実 習	1							●			
		9242	P T D M 3 0 1 7	神 経 理 学 療 法 学	2							●			
		9243	P T D M 3 0 1 8	神 経 理 学 療 法 学 実 習	1							●			
		9246	P T D M 3 0 1 9	運 動 器 理 学 療 法 学	2							●			
		9247	P T D M 3 0 2 0	運 動 器 理 学 療 法 学 実 習	1							●			
		924A	P T D M 3 0 3 3	内 科 系 理 学 療 法 学	2							●			
		924B	P T D M 3 0 3 4	内 科 系 理 学 療 法 学 実 習	1							●			
		9255	P T D M 3 0 2 4	ス ポ ー ツ 理 学 療 法 学	1							●			
		9252	P T D M 3 0 2 1	電 気 診 断 学	1							●			
		9257	P T D M 3 0 2 5	リハビリテーション関連機器	1							●			
		9253	P T D M 3 0 2 2	発 達 障 害 理 学 療 法 学	2							●			
		9254	P T D M 3 0 2 3	発 達 障 害 理 学 療 法 学 実 習	1							●			

		科目コード	科目ナンバリング	保健医療学部理学療法学科 科目名	単位数			開講時期 (●)							
					必修	選択	自由	1年		2年		3年		4年	
								春	秋	春	秋	春	秋	春	秋
専門分野	地域 理学療法	9262	P T C D M 3 0 0 6	予 防 理 学 療 法 学	2							●			
		926B	P T C D M 3 0 0 8	多 職 種 連 携 論	1							●			
		926A	P T D M 2 0 1 4	ア ダ プ テ ッ ド ス ポ ー ツ	2						●				
	臨床実習	9278	P T D M 2 0 0 9	理 学 療 法 臨 床 見 学 実 習	1					●					
		9279	P T D M 3 0 2 6	理 学 療 法 臨 床 検 査 測 定 実 習	3								●		
		9284	P T D M 4 0 3 8	理 学 療 法 総 合 演 習 I	1									●	
		927D	P T D M 4 0 4 0	理 学 療 法 臨 床 評 価 実 習	7									●	
		927E	P T D M 4 0 4 1	理 学 療 法 臨 床 総 合 実 習	7										●
		927C	P T D M 4 0 4 2	理 学 療 法 臨 床 専 門 実 習	2										●
	理学療法研究・演習	928A	P T D M 3 0 3 5	理 学 療 法 研 究	1							●			
		928B	P T D M 3 0 3 6	理 学 療 法 研 究 I	1								●		
		928C	P T D M 4 0 4 3	理 学 療 法 研 究 II	1									●	
		928D	P T D M 3 0 3 7	理 学 療 法 演 習 I	1								●		
		928E	P T D M 4 0 4 4	理 学 療 法 演 習 II	1									●	
		928F		理 学 療 法 セ ミ ナ ー I		1						●			
		928G		理 学 療 法 セ ミ ナ ー II		1							●		
		9285	P T D M 4 0 3 9	理 学 療 法 総 合 演 習 II	1										●

IV 教 育 課 程 表

(授業科目開講一覧表)

2024年度入学生用

教育課程表（授業科目開講一覧表）

※開講時期は変更となる場合があるので毎年シラパス等で確認すること

2024年度入学生

		科目コード	科目ナンバリング	保健医療学部理学療法学科 科目名	単位数			開講時期（●）							
					必修	選択	自由	1年		2年		3年		4年	
								春	秋	春	秋	春	秋	春	秋
基礎分野	基礎教養ゼミナール	9001	P T A L 1 0 0 1	基礎ゼミナールⅠ	1			●							
		9002	P T A L 1 0 0 2	基礎ゼミナールⅡ	1				●						
		9003	P T A L 2 0 1 3	基礎ゼミナールⅢ	1					●					
		9004	P T A L 2 0 1 4	基礎ゼミナールⅣ	1						●				
	人間生活の質的向上に関する科目群	9011	P T A L 1 0 0 3	心理学Ⅰ	2			●							
		9012	P T A L 1 0 0 4	心理学Ⅱ	2				●						
		9014	P T A B L 1 0 0 1	国語表現法	2			●							
		9015	P T A B L 1 0 0 2	文学論	2				●						
		9016	P T A B L 1 0 0 3	哲学	2				●						
		9020	P T A L 1 0 0 5	ボランティア論	2			●							
	社会参加の前提に関する科目群	9026	P T A B L 1 0 0 6	社会学概論	2			●							
		9027	P T A B L 1 0 0 7	法学概論	2			●							
		9028	P T A B L 1 0 0 8	市民社会と政治	2			●							
		9029	P T A B L 1 0 0 9	社会思想史	2			●							
		9030	P T A B L 1 0 1 0	消費経済論	2			●							
		9032	P T A B L 1 0 1 2	社会政策	2			●							
		9034	P T A B L 1 0 1 3	社会福祉学	2			●							
		9037	P T A B L 1 0 1 1	環境科学	2				●						
	専門教育の基盤となる科目群	9041	P T A B L 1 0 1 4	生物学	2			●							
		9140	P T B C L 1 0 0 2	医療学入門	2				●						
		9045	P T A B L 1 0 1 6	生命倫理	1				●						
		9022	P T A B L 1 0 0 4	救命救急学	2				●						
	コンピュータに関する科目群	9055	P T A B L 1 0 1 7	情報リテラシⅠ	1			●							
		9056	P T A B L 1 0 1 8	情報リテラシⅡ	1				●						
		9058	P T A B L 2 0 2 6	情報倫理	1						●				
	外国語科目群	9061	P T A B L 1 0 1 9	英語Ⅰ	2			●							
		9062	P T A B L 1 0 2 0	英語Ⅱ	2				●						
		9066	P T A L 1 0 0 6	英語コミュニケーションⅠ	2			●							
		9067	P T A L 1 0 0 7	英語コミュニケーションⅡ	2				●						
		907A	P T A L 1 0 0 8	ドイツ語Ⅰ	2			●							
		907B	P T A L 1 0 0 9	ドイツ語Ⅱ	2				●						
		907C	P T A L 1 0 1 0	中国語Ⅰ	2			●							
		907D	P T A L 1 0 1 1	中国語Ⅱ	2				●						
		907E	P T A L 1 0 1 2	ポルトガル語	2				●						
		9087	P T A B L 2 0 2 7	医学英語	2						●				

		科目コード	科目ナンバリング	保健医療学部理学療法学科 科目名	単位数			開講時期(●)							
					必修	選択	自由	1年		2年		3年		4年	
								春	秋	春	秋	春	秋	春	秋
基礎分野	健康の維持向上・ 管理に関する科目群	909A	P T A B L I O 2 4	ス ポ ー ツ I		1		●							
		909E	P T A B L I O 2 1	ス ポ ー ツ II		1			●						
		909S	P T A B L I O 2 2	健 康 科 学 I		2		●							
		9094	P T A B L I O 2 3	健 康 科 学 II		2			●						
	地域未来創造 プログラム	909B	P T A B L 2 0 0 1	東 三 河 創 造 入 門		2				●					
		909C	P T A B L 2 0 0 2	東三河の歴史風土と文化		1					●				
		909D	P T A B L 2 0 0 3	デ ー タ サ イ エ ン ス 入 門		2					●				
専門基礎分野	人体の構造と機能及び心身の発達	9101	P T C M I O O 1	解 剖 学 I	2			●							
		9102	P T C M I O O 2	解 剖 学 II	2				●						
		9105	P T C M I O O 3	生 理 学 I	2			●							
		9106	P T C M I O O 4	生 理 学 II	2				●						
		9109	P T C M I O O 5	解 剖 学 実 習	1				●						
		9111	P T C M I O O 7	生 理 学 実 習	1				●						
		9110	P T C M I O O 6	体 表 解 剖 学 実 習	1				●						
		9114	P T C M 2 0 0 8	ス ポ ー ツ 生 理 学	2				●						
		9115	P T C M 2 0 0 9	臨 床 心 理 学	2					●					
		9118	P T C M 2 0 1 0	人 間 発 達 学	1					●					
		9119	P T B C M 3 0 1 2	教 育 心 理 学	2						●				
	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	9123	P T C M 2 0 1 1	内 科 系 障 害 学	2				●						
		9127	P T C M 2 0 1 2	運 動 器 系 障 害 学 I	2				●						
		9128	P T C M 2 0 1 3	運 動 器 系 障 害 学 II	2					●					
		9129	P T C M 2 0 1 4	神 経 系 障 害 学 I	2				●						
		9130	P T C M 2 0 1 5	神 経 系 障 害 学 II	2					●					
		9138	P T C M 2 0 1 8	老 年 学	1					●					
		9133	P T C M 2 0 1 6	リハビリテーション医学	2				●						
		9135	P T C M 2 0 1 7	病 理 学	2						●				
		9136	P T C M 3 0 1 9	精神・心理とリハビリテーション	1						●				
	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	9141	P T B C M I O O 3	公 衆 衛 生 学	2			●							
		9143	P T B C M I O O 4	リハビリテーション概論	2			●							
		9200	P T B C M I O O 5	医 療 統 計 学 I	2				●						
		9202	P T B C M I O O 7	医 療 統 計 学 II	2				●						
		9044	P T B C M 2 0 0 6	感 染 予 防	1				●						
		9021	P T B C M 3 0 0 8	地 域 援 助 活 動 論	2							●			
		9264	P T C D M 3 0 0 7	地 域 ケ ア シ ス テ ム 論	2							●			
		9023	P T B C M I O O 1	福 祉 と 住 環 境	2			●							

		科目コード	科目ナンバリング	保健医療学部理学療法学科 科 目 名	単位数			開講時期 (●)									
					必修	選択	自由	1年		2年		3年		4年			
								春	秋	春	秋	春	秋	春	秋		
専門分野	基礎理学療法学	9205	P T C D M 1 0 0 1	基 礎 運 動 学	2				●								
		9207	P T C D M 2 0 0 5	関 節 運 動 学	2				●								
		9204	P T C D M 1 0 0 4	運 動 学 実 習	1				●								
		9208	P T C D M 1 0 0 2	理 学 療 法 学 概 論	2			●									
		920A	P T C D M 1 0 0 3	基 礎 理 学 療 法 実 習	1			●									
		920B	P T D M 3 0 2 7	運 動 機 能 解 析 学	1	1						●					
		920C	P T D M 3 0 2 8	生 体 機 能 学	1	1						●					
		920D	P T D M 3 0 2 9	地 域 健 康 支 援 学	1	1						●					
	理学療法 管理学	9046	P T B C M 3 0 0 9	安 全 管 理 論	1							●					
		920F	P T B C M 3 0 1 0	理 学 療 法 教 育 管 理 学	1							●					
		920G	P T B C M 3 0 1 1	教 育 原 理	2					●							
	理学療法評価学	9213	P T D M 2 0 0 5	理 学 療 法 評 価 学	2					●							
		9214	P T D M 2 0 0 6	理 学 療 法 評 価 学 実 習	1					●							
		9217	P T D M 2 0 0 7	神 経 理 学 療 法 評 価 学	1						●						
		9218	P T D M 2 0 0 8	神 経 理 学 療 法 評 価 学 実 習	1						●						
		921A	P T D M 2 0 1 0	運 動 器 理 学 療 法 評 価 学	1						●						
		921B	P T D M 2 0 1 1	運 動 器 理 学 療 法 評 価 学 実 習	1						●						
		921C	P T D M 3 0 3 0	内 科 系 理 学 療 法 評 価 学	1							●					
		921D	P T D M 3 0 3 1	内 科 系 理 学 療 法 評 価 学 実 習	1							●					
		921E	P T D M 3 0 3 2	動 作 分 析 学	1								●				
	理学療法治療学	922A	P T D M 1 0 0 3	理 学 療 法 基 礎 治 療 学Ⅰ	1					●							
		922B	P T D M 1 0 0 4	理 学 療 法 基 礎 治 療 学Ⅱ	1					●							
		922C	P T D M 2 0 1 2	理 学 療 法 基 礎 治 療 学実習Ⅰ	1						●						
		922D	P T D M 2 0 1 3	理 学 療 法 基 礎 治 療 学実習Ⅱ	1						●						
		9227	P T D M 3 0 1 5	理 学 療 法 技 術 論	2								●				
		9229	P T D M 3 0 1 6	理 学 療 法 技 術 論 実 習	1								●				
		9242	P T D M 3 0 1 7	神 経 理 学 療 法 学	2								●				
		9243	P T D M 3 0 1 8	神 経 理 学 療 法 学 実 習	1								●				
		9246	P T D M 3 0 1 9	運 動 器 理 学 療 法 学	2								●				
		9247	P T D M 3 0 2 0	運 動 器 理 学 療 法 学 実 習	1								●				
		924A	P T D M 3 0 3 3	内 科 系 理 学 療 法 学	2									●			
		924B	P T D M 3 0 3 4	内 科 系 理 学 療 法 学 実 習	1									●			
		9255	P T D M 3 0 2 4	ス ポ ー ツ 理 学 療 法 学		1								●			
		9252	P T D M 3 0 2 1	電 気 診 断 学		1								●			
		9257	P T D M 3 0 2 5	リハビリテーション関連機器		1									●		
		9253	P T D M 3 0 2 2	発 達 障 害 理 学 療 法 学	2									●			
	9254	P T D M 3 0 2 3	発 達 障 害 理 学 療 法 学 実 習	1										●			

		科目コード	科目ナンバリング	保健医療学部理学療法学科 科目名	単位数			開講時期 (●)							
					必修	選択	自由	1年		2年		3年		4年	
								春	秋	春	秋	春	秋	春	秋
専門分野	地域理学療法	9262	P T C D M 3 0 0 6	予 防 理 学 療 法 学	2							●			
		926B	P T C D M 3 0 0 8	多 職 種 連 携 論	1							●			
		926A	P T D M 2 0 1 4	ア ダ プ テ ッ ド ス ポ ー ツ	2						●				
	臨床実習	9278	P T D M 2 0 0 9	理 学 療 法 臨 床 見 学 実 習	1					●					
		9279	P T D M 3 0 2 6	理 学 療 法 臨 床 検 査 測 定 実 習	3								●		
		9284	P T D M 4 0 3 8	理 学 療 法 総 合 演 習 I	1									●	
		927D	P T D M 4 0 4 0	理 学 療 法 臨 床 評 価 実 習	7									●	
		927E	P T D M 4 0 4 1	理 学 療 法 臨 床 総 合 実 習	7										●
		927C	P T D M 4 0 4 2	理 学 療 法 臨 床 専 門 実 習	2										●
	理学療法研究・演習	928A	P T D M 3 0 3 5	理 学 療 法 研 究	1							●			
		928B	P T D M 3 0 3 6	理 学 療 法 研 究 I	1								●		
		928C	P T D M 4 0 4 3	理 学 療 法 研 究 II	1									●	
		928D	P T D M 3 0 3 7	理 学 療 法 演 習 I	1								●		
		928E	P T D M 4 0 4 4	理 学 療 法 演 習 II	1									●	
		928F		理 学 療 法 セ ミ ナ ー I		1						●			
		928G		理 学 療 法 セ ミ ナ ー II		1							●		
		9285	P T D M 4 0 3 9	理 学 療 法 総 合 演 習 II	1										●

V 教 育 課 程 表

(授業科目開講一覧表)

2020年度～2023年度入学生用

教育課程表（授業科目開講一覧表）

※開講時期は変更となる場合があるので毎年シラバス等で確認すること

2020年度～2023年度入学生

	科目コード	科目ナンバリング	保健医療学部理学療法学科 科 目 名	単位数			開講時期（●）							
				必修	選択	自由	1年	2年	3年	4年				
							春	秋	春	秋	春	秋	春	秋
基礎分野	ゼミナール 基礎教養	9001	P T A L 1 0 0 1	基礎ゼミナールⅠ	1		●							
		9002	P T A L 1 0 0 2	基礎ゼミナールⅡ	1		●							
		9003	P T A L 2 0 1 3	基礎ゼミナールⅢ	1			●						
		9004	P T A L 2 0 1 4	基礎ゼミナールⅣ	1				●					
	人間生活の質的向上 に関する科目群	9011	P T A L 1 0 0 3	心 理 学 Ⅰ	2		●							
		9012	P T A L 1 0 0 4	心 理 学 Ⅱ	2		●							
		9014	P T A B L 1 0 0 1	国 語 表 現 法	2		●							
		9015	P T A B L 1 0 0 2	文 学 論	2		●							
		9016	P T A B L 1 0 0 3	哲 学	2		●							
		9020	P T A L 1 0 0 5	ボ ラ ン テ ィ ア 論	2		●							
	社会参加の前提 に関する科目群	9026	P T A B L 1 0 0 6	社 会 学 概 論	2		●							
		9027	P T A B L 1 0 0 7	法 学 概 論	2		●							
		9028	P T A B L 1 0 0 8	市 民 社 会 と 政 治	2		●							
		9029	P T A B L 1 0 0 9	社 会 思 想 史	2		●							
		9030	P T A B L 1 0 1 0	消 費 経 済 論	2		●							
		9032	P T A B L 1 0 1 2	社 会 政 策	2		●							
		9034	P T A B L 1 0 1 3	社 会 福 祉 学	2		●							
		9037	P T A B L 1 0 1 1	環 境 科 学	2			●						
	専門教育の基礎 となる科目群	9041	P T A B L 1 0 1 4	生 物 学	2		●							
		9140	P T B C L 1 0 0 2	医 療 学 入 門	2			●						
		9045	P T A B L 1 0 1 6	生 命 倫 理	1			●						
		9022	P T A B L 1 0 0 4	救 命 救 急 学	2			●						
	コンピュータ に関する科目群	9055	P T A B L 1 0 1 7	情 報 リ テ ラ シ Ⅰ	1		●							
		9056	P T A B L 1 0 1 8	情 報 リ テ ラ シ Ⅱ	1			●						
		9058	P T A B L 2 0 2 6	情 報 倫 理	1				●					
	外国語科目群	9061	P T A B L 1 0 1 9	英 語 Ⅰ	2		●							
		9062	P T A B L 1 0 2 0	英 語 Ⅱ	2			●						
		9066	P T A L 1 0 0 6	英語コミュニケーションⅠ	2		●							
		9067	P T A L 1 0 0 7	英語コミュニケーションⅡ	2			●						
		907A	P T A L 1 0 0 8	ド イ ツ 語 Ⅰ	2		●							
		907B	P T A L 1 0 0 9	ド イ ツ 語 Ⅱ	2			●						
		907C	P T A L 1 0 1 0	中 国 語 Ⅰ	2		●							
		907D	P T A L 1 0 1 1	中 国 語 Ⅱ	2			●						
		907E	P T A L 1 0 1 2	ポ ル ト ガ ル 語	2			●						
		9087	P T A B L 2 0 2 7	医 学 英 語	2				●					

		科目コード	科目ナンバリング	保健医療学部理学療法学科 科目名	単位数			開講時期(●)							
					必修	選択	自由	1年 春	1年 秋	2年 春	2年 秋	3年 春	3年 秋	4年 春	4年 秋
基礎分野	健康の維持向上・ 管理に関する科目群	909A	P T A B L 1 0 2 4	ス ポ ー ツ I	1			●							
		9092	P T A B L 1 0 2 1	ス ポ ー ツ II	1			●							
		9095	P T A B L 1 0 2 2	健 康 科 学 I	2			●							
		9094	P T A B L 1 0 2 3	健 康 科 学 II	2			●							
専門基礎分野	人体の構造と機能及び心身の発達	9101	P T C M 1 0 0 1	解 剖 学 I	2			●							
		9102	P T C M 1 0 0 2	解 剖 学 II	2			●							
		9105	P T C M 1 0 0 3	生 理 学 I	2			●							
		9106	P T C M 1 0 0 4	生 理 学 II	2			●							
		9109	P T C M 1 0 0 5	解 剖 学 実 習	1			●							
		9111	P T C M 1 0 0 7	生 理 学 実 習	1			●							
		9110	P T C M 1 0 0 6	体 表 解 剖 学 実 習	1			●							
		9114	P T C M 2 0 0 8	ス ポ ー ツ 生 理 学	2				●						
		9115	P T C M 2 0 0 9	臨 床 心 理 学	2					●					
		9118	P T C M 2 0 1 0	人 間 発 達 学	1					●					
		9119	P T B C M 3 0 1 2	教 育 心 理 学	2						●				
	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	9123	P T C M 2 0 1 1	内 科 系 障 害 学	2				●						
		9127	P T C M 2 0 1 2	運 動 器 系 障 害 学 I	2				●						
		9128	P T C M 2 0 1 3	運 動 器 系 障 害 学 II	2					●					
		9129	P T C M 2 0 1 4	神 経 系 障 害 学 I	2				●						
		9130	P T C M 2 0 1 5	神 経 系 障 害 学 II	2					●					
		9138	P T C M 2 0 1 8	老 年 学	1					●					
		9133	P T C M 2 0 1 6	リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン 医 学	2				●						
		9135	P T C M 2 0 1 7	病 理 学	2						●				
		9136	P T C M 3 0 1 9	精神・心理とリハビリテーション	1						●				
	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	9141	P T B C M 1 0 0 3	公 衆 衛 生 学	2			●							
		9143	P T B C M 1 0 0 4	リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン 概 論	2			●							
		9200	P T B C M 1 0 0 5	医 療 統 計 学 I	2			●							
		9202	P T B C M 1 0 0 7	医 療 統 計 学 II	2				●						
		9044	P T B C M 2 0 0 6	感 染 予 防	1				●						
		9021	P T B C M 3 0 0 8	地 域 援 助 活 動 論	2							●			
		9264	P T C D M 3 0 0 7	地 域 ケ ア シ ス テ ム 論	2							●			
		9023	P T B C M 1 0 0 1	福 祉 と 住 環 境	2			●							

		科目ナンバリング	保健医療学部理学療法学科 科目名	単位数			開講時期(●)							
				必修	選択	自由	1年		2年		3年		4年	
							春	秋	春	秋	春	秋	春	秋
専門分野	基礎理学療法学	9205	P T CD M 1 0 0 1	基礎運動学	2		●							
		9207	P T CD M 2 0 0 5	関節運動学	2			●						
		9204	P T CD M 1 0 0 4	運動学実習	1			●						
		9208	P T CD M 1 0 0 2	理学療法学概論	2		●							
		920A	P T CD M 1 0 0 3	基礎理学療法実習	1		●							
		920B	P T D M 3 0 2 7	運動機能解析学	1	1					●			
		920C	P T D M 3 0 2 8	生体機能学	1	1					●			
		920D	P T D M 3 0 2 9	地域健康支援学	1	1					●			
	理学療法 管理学	9046	P T BC M 3 0 0 9	安全管理論	1						●			
		920F	P T BC M 3 0 1 0	理学療法教育管理	1						●			
		920G	P T BC M 3 0 1 1	教育原理	2					●				
	理学療法評価学	9213	P T D M 2 0 0 5	理学療法評価学	2				●					
		9214	P T D M 2 0 0 6	理学療法評価学実習	1				●					
		9217	P T D M 2 0 0 7	神経理学療法評価学	1					●				
		9218	P T D M 2 0 0 8	神経理学療法評価学実習	1					●				
		921A	P T D M 2 0 1 0	運動器理学療法評価学	1					●				
		921B	P T D M 2 0 1 1	運動器理学療法評価学実習	1					●				
		921C	P T D M 3 0 3 0	内科系理学療法評価学	1						●			
		921D	P T D M 3 0 3 1	内科系理学療法評価学実習	1						●			
		921E	P T D M 3 0 3 2	動作分析学	1							●		
	理学療法治療学	922A	P T D M 1 0 0 3	理学療法基礎治療学Ⅰ	1			●						
		922B	P T D M 1 0 0 4	理学療法基礎治療学Ⅱ	1			●						
		922C	P T D M 2 0 1 2	理学療法基礎治療学実習Ⅰ	1				●					
		922D	P T D M 2 0 1 3	理学療法基礎治療学実習Ⅱ	1				●					
		9227	P T D M 3 0 1 5	理学療法技術論	2							●		
		9229	P T D M 3 0 1 6	理学療法技術論実習	1							●		
		9242	P T D M 3 0 1 7	神経理学療法学	2						●			
		9243	P T D M 3 0 1 8	神経理学療法学実習	1						●			
		9246	P T D M 3 0 1 9	運動器理学療法学	2						●			
		9247	P T D M 3 0 2 0	運動器理学療法学実習	1						●			
		924A	P T D M 3 0 3 3	内科系理学療法学	2							●		
		924B	P T D M 3 0 3 4	内科系理学療法学実習	1							●		
		9255	P T D M 3 0 2 4	スポーツ理学療法学	1	1						●		
		9252	P T D M 3 0 2 1	電気診断学	1	1						●		
		9257	P T D M 3 0 2 5	リハビリテーション関連機器	1	1						●		
		9253	P T D M 3 0 2 2	発達障害理学療法学	2							●		
		9254	P T D M 3 0 2 3	発達障害理学療法学実習	1							●		

		科目コード	科目ナンバリング	保健医療学部理学療法学科 科 目 名	単位数			開講時期 (●)							
					必修	選択	自由	1年		2年		3年		4年	
								春	秋	春	秋	春	秋	春	秋
専門分野	地域理学療法学	9262	P T C D M 3 0 0 6	予 防 理 学 療 法 学	2							●			
		926B	P T C D M 3 0 0 8	多 職 種 連 携 論	1							●			
		926A	P T D M 2 0 1 4	ア ダ プ テ ッ ド ス ポ ー ツ		2					●				
	臨床実習	9278	P T D M 2 0 0 9	理 学 療 法 臨 床 見 学 実 習	1					●					
		9279	P T D M 3 0 2 6	理 学 療 法 臨 床 検 査 測 定 実 習	3							●			
		9284	P T D M 4 0 3 8	理 学 療 法 総 合 演 習 I	1								●		
		927D	P T D M 4 0 4 0	理 学 療 法 臨 床 評 価 実 習	7								●		
		927E	P T D M 4 0 4 1	理 学 療 法 臨 床 総 合 実 習	7									●	
		927C	P T D M 4 0 4 2	理 学 療 法 臨 床 専 門 実 習	2									●	
	理学療法研究・演習	928A	P T D M 3 0 3 5	理 学 療 法 研 究	1							●			
		928B	P T D M 3 0 3 6	理 学 療 法 研 究 I		1							●		
		928C	P T D M 4 0 4 3	理 学 療 法 研 究 II		1								●	
		928D	P T D M 3 0 3 7	理 学 療 法 演 習 I		1							●		
		928E	P T D M 4 0 4 4	理 学 療 法 演 習 II		1								●	
		928F		理 学 療 法 セ ミ ナ ー I			1					●			
		928G		理 学 療 法 セ ミ ナ ー II			1						●		
		9285	P T D M 4 0 3 9	理 学 療 法 総 合 演 習 II	1									●	

VI 諸 規 程 集

- 豊橋創造大学学則
- 豊橋創造大学学位規程
- 豊橋創造大学単位認定に関する規程
- 豊橋創造大学大学単位認定に関する規程の取扱要領
- 豊橋創造大学聴講生規程
- 豊橋創造大学科目等履修生規程
- 豊橋創造大学科目等履修生に係る学納金及び手数料に関する規程
- 豊橋創造大学試験における不正行為者の処分に関する規程
- 編入学(転入学を含む)及び再入学に関する要綱
- 豊橋創造大学転学部・転学科に関する要綱
- 豊橋創造大学保健医療学部進級卒業判定規程
- 豊橋創造大学保健医療学部理学療法学科履修規程
- 豊橋創造大学保健医療学部理学療法学科履修規程細則
- 保健医療学部理学療法学科における履修科目の登録単位数の上限に関する要綱
- 経営学部転学部学生の単位認定及び履修についての取扱い内規
- 豊橋創造大学保健医療学部理学療法学科GPA制度に関する要綱
- 豊橋創造大学ハラスメント防止人権委員会規程
- 豊橋創造大学ハラスメント相談窓口に関する規程
- 豊橋創造大学ハラスメント調査委員会規程
- 豊橋創造大学ハラスメント防止ガイドライン

豊橋創造大学学則

制定
平成 8年 4月 1日
改正
[平成16年以前は省略]
平成17年 4月 1日
平成18年 4月 1日
平成19年 4月 1日
平成20年 4月 1日
平成21年 4月 1日
平成22年 4月 1日
平成23年 4月 1日
平成23年 6月 1日
平成24年 4月 1日
平成26年 4月 1日
平成27年 4月 1日
平成27年 9月 2日
平成29年 4月 1日
平成31年 4月 1日
2020年 3月 4日
2022年 4月 1日
2024年 4月 1日
2025年 4月 1日

目 次

第1章	目的及び使命
第2章	学部、学科、学生定員、教育目標及び修業年限
第3章	学年、学期、授業日数及び休業日
第4章	教育課程及び履修方法等
第5章	入学、休学、復学、退学、除籍、留学、編入学、転入学、再入学、学科変更及び転学
第6章	卒業及び学士号
第7章	表彰及び懲戒
第8章	学納金等
第9章	教職員組織
第10章	教授会及び運営幹部会
第11章	図書館
第12章	公開講座
第13章	科目等履修生及び聴講生
第14章	特別聴講学生
第15章	委託生及び外国人留学生
第16章	健康・相談センター
第17章	自己評価等

第1章 目的及び使命

第1条 豊橋創造大学（以下「本学」という）は、教育基本法及び学校教育法に則り、文化の向上を目指し創造性豊かで人間味あふれる人格の形成と、専門的職能教育を施すことを目的とし、広く国際的視野をもって人類の福祉に貢献する社会人の育成をその使命とする。

第2章 学部、学科、学生定員、教育目標及び修業年限

第2条 本学には、次の学部を置く。

経営学部

保健医療学部

2 前項の学部 zu 置く学科は、次のとおりとする。

経営学部

経営学科

保健医療学部

理学療法学科

看護学科

第3条 本学の学生定員は、次のとおりとする。

(1) 総定員 (収容定員)

経営学部

経営学科 208名

保健医療学部

理学療法学科 240名

看護学科 360名

(2) 入学定員

経営学部

経営学科 50名

保健医療学部

理学療法学科 60名

看護学科 90名

(3) 3年次編入学定員

経営学部

経営学科 4名

2 各学科の教育目標は、以下のとおりとする。

(1) 経営学部 経営学科

生涯にわたっての高い就業能力を身につけさせるため、健全な職業観と就業意識を涵養し経営学と情報学の専門知識とスキルを持つ専門的職業人の育成を目標とする

(2) 保健医療学部 理学療法学科

医療・福祉の向上に寄与するために、幅広い教養と倫理観を身につけて、深い専門的知識と高い技術を持ち、生涯にわたり能力の向上を自発的に行うことができ、他の人格を尊重できる理学療法士を育成することを目標とする

(3) 保健医療学部 看護学科

生命の尊厳と個人の尊重を基盤とし、豊かな人間性を形成するとともに、保健医療福祉領域における看護学の役割と機能を理解し、地域社会に貢献できる専門看護職者の育成を目標とする

第4条 本学の修学年限は、4年とする。ただし、学生は休学期間を除き、8年を超えて在学をすることはできない。

第3章 学年、学期、授業日数及び休業日

第5条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6条 学年を分けて次の2期とする。

春学期 4月1日から 9月15日まで

秋学期 9月16日から翌年 3月31日まで

第7条 年間の授業日数は、定期試験等の期間を含め35週にわたるものとする。

第8条 休業日は、次のとおり定める。

日曜日

国民の祝日に関する法律に規定する祝日

春期休業 2月下旬から 3月下旬まで

夏期休業 7月21日から 9月15日まで

冬期休業 12月25日から翌年 1月10日まで

2 休業日については、必要に応じて学長が教授会の議を経て変更することができる。

3 上記の外に必要なに応じて臨時休業を行うことができる。

第4章 教育課程及び履修方法等

第9条 本学において開設する授業科目及び単位数は別表1-1、別表1-2及び別表1-3のとおりとする。

2 第1項の授業科目を履修したものには、試験等の大学の定める方法により、学修の成果を評価して単位を与える。

- 3 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。
- (1) 講義については15時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については30時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 演習については30時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については15時間の授業をもって1単位とする。
 - (3) 実験、実習及び実技については45時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については30時間の授業をもって1単位とする。
 - (4) 卒業研究における成果に対しても、その成果を評価して単位を与えることができる。
- 4 前項の授業は、文部科学大臣が定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 5 第4項に規定する授業の方法により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。
- 第10条 学生は履修しようとする授業科目を学期の初めの所定の期間内に届け出なければならない。
- 2 授業科目の履修方法は、別に定める。
- 第11条 授業科目の試験等の成績は、秀・優・良・可・不可の5種の評価をもって表し、秀・優・良・可を合格とする。
- 第12条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 前項に関する取扱については、別に定める。
- 第13条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により修得した単位として、認定することができる。
- 2 前項に関する取扱については、別に定める。

第5章 入学、休学、復学、退学、除籍、留学、編入学、転入学、再入学、学科変更及び転学

- 第14条 入学の時期は、学期の初めとする。
- 第15条 本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者（卒業見込者を含む）
 - (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
 - (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者。又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
 - (4) 文部科学大臣が高等学校の過程と同等の過程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - (5) 専修学校の高等課程（修業年限が三年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (6) 文部科学大臣の指定した者
 - (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学認定資格検定に合格した者を含む。）
 - (8) 学校教育法第九十条第二項の規定により他の大学に入学した者であって、高等学校卒業程度認定審査規則（令和四年文部科学省令第十八号）による高等学校卒業程度認定審査に合格した者
 - (9) 学校教育法第九十条第二項の規定により他の大学に入学した者であって、本学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
 - (10) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、十八歳に達したもの
- 第16条 入学志願者は、所定の入学願書に別表2-1、別表2-2及び別表2-3の入学検定料を添え、定められた期日までに願出しなければならない。
- 第17条 入学を志願した者については、本学において選考のうえ、入学を許可する。
- 2 選考の方法は、別に定める。
- 第18条 入学を許可された者は、別に定めるところにより、入学金等を添えて入学の手続きをしなければならない。誓約書には、保証人の連署を必要とする
- 第19条 入学を許可された者が指定の期日までに入学に必要な手続きを完了しないときは、入学の許可を取り消すものとする。
- 第20条 保証人は成人であって、独立の生計を営む者で、本人の在学中の一切のことについて責任を負うことのできる者とし、その責任の詳細については別に定めるものとする。

第21条 病気、その他の事由のため3か月以上修学を中止しようとする者は、その事由を付して保証人連署のうえ休学を願い出て、学長の許可を得なければならない。ただし、病気の場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

第22条 特殊な病気のため長期の療養を必要と認めた場合、学長は休学を命じることができる。

第23条 休学していた者が復学しようとする場合は、保証人連署のうえ願い出て学長の許可を得なければならない。ただし、病気のため休学していた者が復学しようとする場合は、修学に支障のない旨の医師の診断書を添付しなければならない。

第24条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の事由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。なお、入学後最初の学期は原則として休学することができない。

2 休学期間は、通算して4年を超えることができない。

3 休学期間は、在学期間に算入しない。

第25条 外国の大学等へ留学を志願する場合には、保証人連署のうえ願い出て学長の許可を得なければならない。

2 留学の期間は、2年を限度とする。

3 前項の留学期間は、1年を限度として本学の修業年限に算入することができる。

4 留学中の学納金等は、別に定めるところによる。

第26条 やむを得ない事由により退学しようとする者は、保証人連署のうえ願い出て、学長の許可を得なければならない。

第27条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍することができる。

(1) 第4条に定める在学年限を超えた者

(2) 第24条に定める休学の期間を超えてなお修学できない者

(3) 指定の期日内に学納金を納入しない者

(4) 死亡又は長期間にわたり行方不明の者

第28条 本学に編入学、転入学、再入学又は学科変更を願い出る者があるときは、教授会の議を経て学長は許可することができる。

第29条 他の学校に入学又は転入学しようとする者は、学長に願い出て許可を得なければならない。

第6章 卒業及び学士号

第30条 本学を卒業するためには、学生は4年以上在学し、別表1-1、別表1-2及び別表1-3に定めるところにより、所定の単位数以上を修得しなければならない。

2 本学に4年以上在学し、本学則に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

第31条 前条により卒業した者は、学士の学位を授与する。

第7章 表彰及び懲戒

第32条 学生に善行があって、全学の模範とするにたる者がある場合には、教授会の議を経て、学長がこれを表彰することができる。

第33条 学生が学則に反し、又は本学の秩序を乱し、その他学生の本分にもとる行為をした者は、学生委員会で審議し、教授会の議を経て、学長がこれを懲戒する。

2 前項の懲戒は、次のとおりとする。

(1) 戒告

(2) 停学

(3) 退学

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行うことができる。

(1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込がないと認められる者

(3) 正当の理由がなくて出席常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第8章 学納金等

第34条 学納金及び手数料は、別表2-1、別表2-2及び別表2-3に定めるところとする。

第35条 学納金は、年2期に分けて指定期日までに分納することを原則とする。

第36条 大学で定める費用は、指定期日までに納入しなければならない。

第37条 一旦納入した学納金は原則として返還しない。ただし、入学試験区分によって特に指定した日ま

でに取り消し願ひ出書を提出した者については、納入した学納金のうちから事情により授業料及び教育充実費を返還することができる。

第38条 前4条に定めるもののほか、学納金等納付金の納入に関し必要な事項は、別に定める。

第9章 教職員組織

第39条 本学に次の職員を置く。

学長
教授
准教授
助教
助手
事務職員

第39条の2 前条のほか、本学に副学長、学部長、学科長、講師、技術職員、その他必要な職員を置くことができる。

第40条 職員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 学長は、校務をつかさどり所属職員を統督する
- (2) 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる
- (3) 学部長は、学部に関する校務をつかさどる
- (4) 学科長は、学科に関する校務をつかさどる
- (5) 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上特に優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し又は研究に従事する
- (6) 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上特に優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し又は研究に従事する
- (7) 講師は、教授及び准教授に準ずる職務に従事する
- (8) 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上特に優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し又は研究に従事する
- (9) 助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する
- (10) 事務職員は、学校事務を処理する

第10章 教授会及び運営幹部会

第41条 各学科に教授会を置く。

2 本学に運営幹部会を置く。

第42条 教授会は、学長、副学長、教授、准教授、専任講師及び助教をもつて組織する。ただし、必要のある場合は、その他の教職員を加えることができる。

2 運営幹部会は、理事長、学長、副学長、学部長、学科長、教務委員長、学生委員長、図書委員長、事務局長をもつて組織する。

第43条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
- (2) 学位の授与
- (3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長等がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

3 運営幹部会は次の事項を審議する。

- (1) 学則その他必要な規程の制定改廃に関する事項
- (2) 教育、研究、学生指導に関する大学としての基本方針に関する事項
- (3) 主要な大学行事に関する事項
- (4) 主要な施設等の新設・改廃に関する事項
- (5) 豊橋創造大学短期大学部と共有する施設の運営や共同で実施する行事に関する事項
- (6) その他大学全般に関わる重要な事項

第44条 教授会の会議は、学長が招集し、その議長となる。

2 運営幹部会の会議は、学長が招集し、その議長となる。

第45条 教授会の議事は、出席者の過半数によりこれを決定する。

2 運営幹部会の議事は、出席者の過半数によりこれを決定する。

3 その他教授会及び運営幹部会に関し必要な事項は別に定める。

第11章 図書館

第46条 本学に附属図書館を置き、教職員、学生の自由な研究に資することとする。

2 附属図書館に関し必要な事項は、別に定める。

第11章の2 研究所

第46条の2 本学に研究所を置くことができる。

2 研究所に関し必要な事項は、別に定める。

第11章の3 高度リハビリテーション人材育成センター

第46条の3 本学に高度リハビリテーション人材育成センターを置き、理学療法教育の質的向上に資することとする。

1. 高度リハビリテーション人材育成センターに関し必要な事項は、別に定める。

第11章の4 看護学研修センター

第46条の4 本学に看護学研修センターを置き、臨地実習施設等と協力し、地域の看護の質的向上に資することを目的とする。

1. 看護学研修センターに関し必要な事項は、別に定める。

第12章 公開講座

第47条 本学は、社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、教授会の議を経て、公開講座を開設することができる。

第13章 科目等履修生及び聴講生

第48条 本学の授業科目中その1科目又は数科目の履修を志願する者がある時は、学生の修学を妨げない限り、選考のうえ、科目等履修生又は聴講生として入学を許可することがある。

第49条 科目等履修生の入学志願資格、選考方法及び学納金及び手数料については、別に定める。

第49条の2 聴講生について必要な事項は、別に定める。

第14章 特別聴講学生

第50条 他大学等（外国の大学等を含む。）の学生で本学の授業科目の履修を希望する者があるときは、当該大学等との協定等に基づき、特別聴講学生として入学を許可する。

2 特別聴講学生について必要な事項は、別に定める。

第15章 委託生及び外国人留学生

第51条 公共団体等が、半期以上の在学期間とし、学修科目を指定して学生委託を願い出たときは、選考のうえ、委託生として入学を許可することがある。願い出には、所定の検定料を添えなければならない。

第52条 委託生の入学志願資格、選考方法及び学納金及び手数料については、別に定める。

第53条 外国人で本学等において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生について必要な事項は、別に定める。

第16章 健康・相談センター

第54条 本学に健康・相談センターを置き、学生及び職員の健康保持、健康増進に資することとする。

2 健康・相談センターに関し必要な事項は、別に定める。

第55条 学生及び職員は健康保持のため毎年定期に行う健康診断を受け、病気の予防と健康の増進に努めなければならない。

第17章 自己評価等

第56条 本学は、教育研究水準の向上を図り、本学の目的及びその社会的使命を達成するため、教育研究

活動の状況について、自ら点検及び評価を行う。

- 2 前項の点検及び評価を行うに当たっては、別に専門委員会を設置する。

附則

- 1 この学則は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 第3条に規定する学生定員は、平成14年度までの間は、次のとおりとする。

年度	平成8年度		平成9年度		平成10年度		平成11年度		平成12年度	
	入学 定員	総定員	入学 定員	総定員	入学 定員	総定員	入学 定員	総定員	入学 定員	総定員
経営情報	260	260	260	520	260	780	260	1040	180	960
年度	平成13年度		平成14年度							
	入学 定員	総定員	入学 定員	総定員						
経営情報	180	880	180	800						

附則

- 1 この学則は、平成12年4月1日から施行し、改正後の別表1、別表2は平成12年度入学生から適用する。ただし、平成11年度以前の入学生については、旧教育課程にない新設科目について、別に定める表に基づき、これを適用できるものとする。
- 2 履修の細則については、卒業所要単位数表等を別に定め、これによって履修を行う。
- 3 第3条に規定する学生定員は、平成16年度までの間は次のとおりとする

年度	平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度	
	入学 定員	総定員	入学 定員	総定員	入学 定員	総定員	入学 定員	総定員	入学 定員	総定員
経営情報	260	1,040	260	1,040	260	1,040	260	1,040	260	1,040

附則

- 1 この学則は、平成14年4月1日から施行し、改正後の別表1、別表2は平成14年度入学生から適用する。ただし、平成13年度以前の入学生については、旧教育課程にない新設科目について、別に定める表に基づき、これを適用できるものとする。
- 2 履修の細則については、卒業所要単位数表等を別に定め、これによって履修を行う。
- 3 第3条に規定する学生定員は、平成17年度までの間は次のとおりとする。

年度	平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度	
	入学 定員	総定員	入学 定員	総定員	入学 定員	総定員	入学 定員	総定員
経営情報	130	910	130	780	130	650	130	520
メディア・ネットワーク	130	130	130	260	130	390	130	520

附則

- 1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。ただし、平成14年度以前の入学生については、別表1のうち、入学年次の旧教育課程にない新設科目を適用できるものとする。
- 2 履修の細則については、卒業所要単位数表等を別に定め、これによって履修を行なう。

附則

- 1 この学則は、平成15年7月1日から施行する。
- 2 履修の細則については、卒業所要単位数表等を別に定め、これによって履修を行う。
- 3 第3条に規定する学生定員は、平成19年度までの間は、次のとおりとする。

年度 学科	平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度	
	入学 定員	総定員	入学 定員	総定員	入学 定員	総定員	入学 定員	総定員
経営情報	50	570	50	360	50	280	50	200
メディア・ ネットワーク	130	390	130	520	130	520	130	520

附則

- 1 この学則は平成16年4月1日から施行する。ただし平成15年度以前の入学生については、別表1のうち、入学年次の旧教育課程にない新設科目を適用できるものとする。
- 2 履修の細則については、卒業所要単位数等を別に定め、これによって履修を行う。
- 3 第3条に規定する学生定員は、平成19年度までの間は次のとおりとする。

年度 学科	平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度	
	入学 定員	総定員	入学 定員	総定員	入学 定員	総定員	入学 定員	総定員	入学 定員	総定員	入学 定員	総定員
経営情報	130	910	130	780	68	592	68	404	68	342	68	280
メディア・ ネットワーク	130	130	130	260	68	332	68	404	68	342	68	280

附則

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、平成16年度以前の入学生については、別表1のうち、入学年次の旧教育課程にない新設科目を適用できるものとする。
- 2 履修の細則については、卒業所要単位数等を別に定め、これによって履修を行う。

附則

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、平成17年度以前の入学生については、別表1のうち、入学年次の旧教育課程にない新設科目を適用できるものとする。
- 2 履修の細則については、卒業所要単位数等を別に定め、これによって履修を行う。
- 3 経営情報学部経営情報学科及びメディア・ネットワーク学科は平成18年度より募集を停止し、在学生の卒業を持って廃止する。ただし、平成17年度以前の経営情報学部経営情報学科及びメディア・ネットワーク学科入学生については、従前の例による。
- 4 第3条に規定する学生定員は、平成21年度までの間は次のとおりとする。

年度 学部学科	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	入学 定員	総定員	入学 定員	総定員	入学 定員	総定員	入学 定員	総定員
経営情報学 経営情報学科	0	274	0	144	0	72	-	-
経営情報学部 メディア・ ネットワーク学科	0	274	0	144	0	72	-	-

情報ビジネス学部 キャリアデザイン学科	136	136	136	272	136	416	136	560
リハビリテーション学部 理学療法学科	60	60	60	120	60	180	60	240

附則

- この学則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、平成18年度以前の入学生については、別表1のうち、入学年次の旧教育課程にない新設科目を適用できるものとする。
- 履修の細則については、卒業所要単位数等を別に定め、これによって履修を行う。

附則

- この学則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、平成19年度以前の入学生については、別表1のうち、入学年次の旧教育課程にない新設科目を適用できるものとする。
- 履修の細則については、卒業所要単位数等を別に定め、これによって履修を行う。
- 別表2 学納金及び手数料内訳表については、平成20年度入学生から適用する。

附則

- この学則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、平成20年度以前の入学生については、従前の入学年度の学則を適用し、改正後の別表1の新設科目も適用できるものとする。
- 履修の細則については、卒業所要単位数等を別に定め、これによって履修を行う。
- 第3条に規定する学生定員は、平成24年度までの間は次のとおりとする。

年度 学部学科	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
	入学 定員	総定員	入学 定員	総定員	入学 定員	総定員	入学 定員	総定員
情報ビジネス学部 キャリアデザイン 学科	76	500	76	440	76	380	76	320
保健医療学部 理学療法学科	60	240	60	240	60	240	60	240
保健医療学部 看護学科	80	80	80	160	80	240	80	320

附則

- この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 履修の細則については、卒業所要単位数等を別に定め、これによって履修を行う。

附則

- この学則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、別表1 情報ビジネス学部の開設する授業科目、単位数及び卒業要件のうち、プロジェクトマネジメント、プロジェクト演習は、平成23年度以前の入学生についても適用する。

附則

- この学則は、平成23年6月1日から施行する。

附則

- この学則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、平成23年度以前の入学生については、なお従前の入学年度の学則を適用する。
- 第3条に規定する学生定員は、平成27年度までの間は次のとおりとする。

年度 学部学科	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	入学 定員	総定員	入学 定員	総定員	入学 定員	総定員	入学 定員	総定員
情報ビジネス学部 キャリアデザイン 学科	0	244	0	168	0	84	0	0
経営学部 経営学科	76	76	76	152	76	236	76	320
保健医療学部 理学療法学科	60	240	60	240	60	240	60	240
保健医療学部 看護学科	80	80	80	160	80	240	80	320

附則

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、平成26年3月31日以前に入学した学生（保健医療学部理学療法学科の学生については平成25年3月31日以前に入学した学生）については、従前の学則を適用する。

附則

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、別表1 保健医療学部理学療法学科の開設する授業科目、単位数及び卒業要件のうち、入学年次の旧教育課程にない新設科目を適用できるものとする。

附則

- 1 この学則は、平成27年9月2日から施行する。

附則

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
2 第3条に規定する学生定員は、平成32年度までの間は次のとおりとする。

年度 学部学科	平成29年度		平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	入学 定員	総定員	入学 定員	総定員	入学 定員	総定員	入学 定員	総定員
経営学部 経営学科	50	290	50	260	50	234	50	208
保健医療学部 理学療法学科	60	240	60	240	60	240	60	240
保健医療学部 看護学科	90	330	90	340	90	350	90	360

- 別表1－1．開設する授業科目及び単位数、卒業要件 保健医療学部理学療法学科
別表1－2．開設する授業科目及び単位数、卒業要件 保健医療学部看護学科
別表1－3．開設する授業科目及び単位数、卒業要件 経営学部経営学科

別表 2－1 学納金及び手数料内訳表 保健医療学部理学療法学科

学納金項目	保健医療学部 理学療法学科				
	入学手続き時	1年次入学後	2年生	3年生	4年生
入学金	300,000円				
授業料	400,000円	400,000円	800,000円	800,000円	800,000円
教育充実費	250,000円	250,000円	500,000円	500,000円	500,000円
実験実習費		205,000円	205,000円	205,000円	205,000円
合計	950,000円	855,000円	1,505,000円	1,505,000円	1,505,000円
入学検定料	35,000円				

別表 2－2 学納金及び手数料内訳表 保健医療学部看護学科

学納金項目	保健医療学部 看護学科				
	入学手続き時	1年次入学後	2年生	3年生	4年生
入学金	300,000円				
授業料	400,000円	400,000円	800,000円	800,000円	800,000円
教育充実費	250,000円	250,000円	500,000円	500,000円	500,000円
実験実習費		205,000円	205,000円	205,000円	205,000円
合計	950,000円	855,000円	1,505,000円	1,505,000円	1,505,000円
入学検定料	35,000円				

別表 2－3 学納金及び手数料内訳表 経営学部経営学科

学納金項目	経営学部 経営学科				
	入学手続き時	1年次入学後	2年生	3年生	4年生
入 学 金	180,000				
授 業 料	340,000	340,000	680,000	680,000	650,000
教育充実費	150,000	150,000	300,000	300,000	300,000
実験実習費		55,000	55,000	55,000	55,000
合 計	670,000	545,000	1,035,000	1,035,000	1,035,000
入学検定料	35,000				

附則

- この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 第34条の規定に基づく別表2－1、別表2－2及び別表2－3の適用において、平成31（2019）年度以前に入学した学生については、なお従前の例による。

附則

- この学則は、2020年4月1日から施行する。

附則

- この学則は、2022年4月1日から施行する。

附則

- 1 この学則は、2024年4月1日から施行する。

附則

- 1 この学則は、2025年4月1日から施行する。

別表2－1 学納金及び手数料内訳表 保健医療学部理学療法学科

学納金項目	保健医療学部理学療法学科				
	入学手続き時	1年次入学後	2年生	3年生	4年生
入学金	300,000円				
授業料	400,000円	400,000円	800,000円	800,000円	800,000円
教育充実費	260,000円	260,000円	520,000円	520,000円	520,000円
実験実習費		210,000円	210,000円	210,000円	210,000円
合計	960,000円	870,000円	1,530,000円	1,530,000円	1,530,000円

入学検定料 35,000円

別表2－2 学納金及び手数料内訳表 保健医療学部看護学科

学納金項目	保健医療学部看護学科				
	入学手続き時	1年次入学後	2年生	3年生	4年生
入学金	300,000円				
授業料	400,000円	400,000円	800,000円	800,000円	800,000円
教育充実費	260,000円	260,000円	520,000円	520,000円	520,000円
実験実習費		210,000円	210,000円	210,000円	210,000円
合計	960,000円	870,000円	1,530,000円	1,530,000円	1,530,000円

入学検定料 35,000円

別表2－3 学納金及び手数料内訳表 経営学部経営学科

学納金項目	経営学部経営学科				
	入学手続き時	1年次入学後	2年生	3年生	4年生
入学金	180,000円				
授業料	340,000円	340,000円	680,000円	680,000円	680,000円
教育充実費	160,000円	160,000円	320,000円	320,000円	320,000円
実験実習費		60,000円	60,000円	60,000円	60,000円
合計	680,000円	560,000円	1,060,000円	1,060,000円	1,060,000円

入学検定料 35,000円

豊橋創造大学学位規程

制定

平成11年 4月 1日
改正
平成12年 4月 1日
平成14年10月 1日
平成18年 9月 1日
平成19年 4月 1日
平成22年 4月 1日
平成25年 4月 1日
2019年11月 1日
2022年 4月 1日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、豊橋創造大学及び豊橋創造大学大学院学則の定めるところにより豊橋創造大学（以下「本学」という。）において授与する学位に関し、必要な事項を定める。

2 この規程に定めのない事項については、学士については教授会、修士については研究科委員会の定めるところによる。

(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士とする。

(専攻分野の名称)

第3条 前条の学位には、以下の専攻分野の名称を付記するものとする。

(1) 学士の学位に付記する専攻分野の名称

学士（情報ビジネス学）

学士（理学療法学）

学士（看護学）

学士（経営学）

(2) 修士の学位に付記する専攻分野の名称

修士（健康科学）

(学位の名称)

第4条 本学から学位を授与された者は、学位の名称を付記する場合には、豊橋創造大学の名称を付記しなければならない。

第2章 学士の学位

(学位授与の要件)

第5条 学士の学位は本大学において卒業を認定された者に授与する。

2 本学に4年以上在学し、所定の単位を修得した者については、教授会の議を経て学長が卒業を認定し、学位記（様式第1）を授与する。

第3章 修士の学位

(学位授与の条件)

第6条 修士の学位は、本学の大学院学則第21条の修士課程の修了要件を充たした者に授与する。

(学位論文の提出)

第7条 修士の学位論文は、1年次に「修士論文題目報告書」（健康科学研究科：様式第3-2）を提出した後、2年次以上の所定の時期に（健康科学研究科：様式第4-2）及び論文の要旨を添えて、研究科委員会に提出するものとする。

2 前項による学位論文は1編とし、正本1部を含む3部を提出するものとする。

(審査委員会)

第8条 研究科委員会は前条により学位論文を受理した場合には研究科委員会により選出された研究科所属

教員3名以上からなる審査委員会を設けるものとする。

2 審査委員会は、審査のため必要を認める場合には研究科委員会の議を経て審査委員以外の本学教員あるいは他の大学院の教員、又は大学院有資格教員を審査委員に加えることができる。

3 審査委員のうち1名は主査となり、他は副査となる。なお、主査は教授でなければならない。
(審査の方法)

第9条 審査委員会は論文の審査及び最終試験を行う。

2 最終試験は、提出論文を中心として口述又は筆記によって行うものとする。

3 審査委員会は、その在学期間中に学位論文の審査及び最終試験を終了しなければならない。
(審査及び学位授与の決定)

第10条 審査委員会は、学位論文の審査結果及び最終試験の結果を研究科委員会に報告する。

2 研究科委員会は、前項の報告にもとづき、学位授与の可否を審議して学長に報告する。なお、学位授与を行うには、研究科委員会構成員の3分の2以上が出席し、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

3 学長は研究科委員会の報告に基づき、学位授与の可否を決定し、学位を授与すべき者には、学位記（様式第2）を授与する。

第4章 学位の取消・その他

(修士の学位の取消)

第11条 修士の学位を授与された者が、次の各号の一に該当する場合には、学長は研究科委員会の議を経て学位の授与を取消し、学位記を返還させ、かつその旨を公表するものとする。

(1) 不正の方法により学位を受けた事実が判明したとき

(2) 名誉を汚す行為があったとき

第12条 この規程の定めるところにより審査をし、修士の学位を授与した学位論文の原本は、本学図書館に保存するものとする。

(学位記の再交付)

第13条 学位記の再交付はしない。

(その他)

第14条 この規程の改廃は、学士については教授会、修士については研究科委員会の議を経て行う。

附則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成14年10月1日から施行する。

附則

この規程は、平成17年12月1日から施行する。

附則

この規程は、平成18年9月1日から施行する。

附則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この規程は、2019年11月1日から施行する。

附則

この規程は、2022年4月1日から施行する。

		第		号	
学位記					
		氏		名	
		年		月 日生	
本学	○	○	学部	○	○ 学科
所定の課程を修め本学を卒業したので学士					
(○ ○) の学位を授与する					
		年		月 日	
豊橋創造大学					
		学長		○○○○	

第		号	
学位記			
氏		名	
年		月	日生
本学大学院 ○ ○ 学研究科 ○ ○			
専攻の修士課程において所定の単位を修得し、学位論文の審査及び最終試験に合格したので修士（ ○ ○ ）の学位を授与する			
年 月 日			
豊橋創造大学			
学長		○○○○	

修士論文題目報告書

年 月 日

豊橋創造大学大学院
○○○○研究科長

○○○○○研究科
学籍番号

氏 名 印

修士論文題目

指導教授名 印

研究科長 印	
-----------	--

※提出の際には、事前に指導教授の承認を得ること。

様式第 4-2（健康科学研究科）

第 7 条による学位授与申請書（修士）

学 位 授 与 申 請 書			年	月	日
豊橋創造大学大学院 ○○○○○研究科長			○○○○○研究科 ○○○○○専攻 学籍番号 氏 名 印		
豊橋創造大学学位規程第 7 条の規程に基づき、下記のとおり修士（○○○ ○○）の学位を申請いたします。					
論 文 題 目					
指 導 教 授 名	印	論文 3 部（正 1 部含む） 論文要旨 4 部			
生 年 月 日	年 月 日	年度入学 年在学			
指導教授記入欄	副 査 名				

※太枠内は、本人が記入すること。

研究科長 印	
-----------	--

※提出の際には、事前に指導教授の承認を得ること。
※提出の際には、単位修得見込証明書を添付すること。

豊橋創造大学単位認定に関する規程

制定
平成15年 3月 1日
改正
平成18年 4月 1日
平成20年 4月 1日
平成25年 4月 1日

(目的)

第1条 豊橋創造大学学則第12条、第13条及び第28条に基づく単位の認定については、この規程の定めるところによる。

2 単位の認定は、教務委員会で原案を作成し、教授会の議を経て学長が認定する。

(1年次に入学した者の既修得単位の認定)

第2条 本学に入学を許可された者が、次の各号に該当する単位を有する場合、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(1) 国内の大学、短期大学を卒業又は中途退学し、新たに本学1年次に入学した者が当該大学・短期大学で履修した授業科目について修得した単位

(2) 大学設置基準第31条に規定する科目等履修生として修得した単位

2 前項の規定により認定できる単位は本学で開設する授業科目と同一名称又は内容に類似性が認められる科目に限り、30単位を上限に認定し、成績評価は「認定」とする。

(編入学生の既修得単位の認定)

第3条 編入学生が本学に入学する前に修得した単位について、本学における授業の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により認定できる単位は62単位を上限に包括認定し、成績評価は「認定」とする。

3 豊橋創造大学短期大学部からの編入学生については、前項のほか、次の各号の単位を認定することができる。また、包括認定の中に次の各号の単位が含まれている場合は、各号の単位を除き、その他の科目の単位を包括認定し、成績評価は「認定」とする。

(1) 短期大学部と本学の共通開講科目。成績評価は既得のままとする。

(2) 短期大学部の科目で本学の科目に読み替えが可能な科目。成績評価は「認定」とする。

(3) 短期大学部において自由科目として履修した本学の科目。成績評価は「認定」とする。

4 単位互換協定等における既修得単位は、第2項のほか、第5条により認定することができる。

(再入学生の単位の認定)

第4条 再入学生が再入学以前に本学において修得した単位について、再入学した学年の学生と同様の教育課程の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により認定できる単位は、共通名称の同一科目については全て認定し、その成績評価は既得のままとする。また、その他の科目については「基礎教育科目」、「専門教育科目」の科目区分ごとに包括認定し、成績評価は「認定」とする。

(単位互換協定等における他大学・短期大学の修得単位の認定)

第5条 本学が協定する又は認定する大学若しくは短期大学（外国の大学を含む）で履修する単位については、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により認定できる単位は、「基礎教育科目・他大学開講科目」として上限10単位、「専門教育科目・他大学開講科目」として上限20単位、合計30単位を上限とし、成績評価をつけることができる。

3 前項の規定により認定できる単位数は、第2条第2項により本学において修得したものとみなす単位数とあわせて60単位を超えないものとする。

(転学部学生の既修得単位の認定)

第6条 転学部学生の変更前に修得した単位については、変更後の学部の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により認定できる単位数等は、各学部において定める。

(転学科学生の既修得単位の認定)

第7条 転学科学生の変更前に修得した単位については、変更後の学科の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により認定できる単位は、共通開講科目については全て認定し、その成績評価は既得のままとする。また、その他の科目は「基礎教育科目」、「専門教育科目」の科目区分ごとに包括認定し、成績評価は「認定」とする。

3 変更する年次によっては、変更先の履修科目の関係上、4年間（最低在学期間）では卒業できない場合がある。

（補則）

第8条 この規程の運用に必要な事項は、別に定めることができる。

附則

この規程は、平成15年3月1日から施行する。

附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。なお、条文中の「共通開講科目」とは、共通名称とは限らないが同一内容を同一時間帯・同一教室で開講している科目、又は科目名に含まれる数字の表記について算用数字とローマ数字の違い以外は同一名称である科目などを共通開講科目と呼び、別表で定めることとする。

附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。なお、条文中の「共通開講科目」とは、共通名称とは限らないが同一内容を同一時間帯・同一教室で開講している科目、又は科目名に含まれる数字の表記について算用数字とローマ数字の違い以外は同一名称である科目などを共通開講科目と呼び、別表で定めることとする。

豊橋創造大学 単位認定に関する規程の取扱要領

平成20年4月1日制定

平成25年4月1日改正

2023年4月1日改正

(単位認定の申請)

第1条 単位認定に関する規程に基づく単位認定については、全て本人からの申請に基づき取り扱うものとする。

(単位認定申請の受付期間)

第2条 本学に入学する以前に修得した単位の認定に係る申請受付期間は下記のとおりとする。

(1) 春学期入学者・・・入学年の6月30日

(2) 秋学期入学者・・・入学年の12月27日

ただし、受付期間終了日が事務局休業日の場合は、休業日後最初の事務局開業日とする。

(編入学生の単位認定について)

第2条 本学編入学生の単位認定については、本大学に編入学する前に修得した単位のうち62単位(「基礎教育科目」30単位、「専門教育科目」32単位)を上限として包括認定する。

- 2 その他に出身短期大学等で履修した授業科目の科目名と内容が本学開講科目と類似している場合には、その単位を本学の科目として認定することができる。自己申請(書類提出)された科目内容を精査した結果に基づき単位を認定する。自己申請により認定できる単位数は、出身短期大学等で履修した単位数から62単位を差し引いた単位数を上限とする。

(豊橋創造大学短期大学部からの編入学生の単位認定について)

第3条 本学への豊橋創造大学短期大学部からの編入学生の単位認定については、第3条第1項の規定のほか、自己申請(書類提出)により次の各号の単位を認定する。また、包括認定62単位の中に次の各号の単位が含まれている場合は、各号の単位を除き、その他の科目の単位を包括認定することとし、成績評価は「認定」とする。

(1) 短期大学部と本学の共通開講科目。成績評価は既得のままとする。

(2) 短期大学部の科目で本学の科目に読み替えが可能な科目(別表)。成績評価は「認定」とする。

(3) 短期大学部において単位互換科目として履修した本学の科目。成績評価は既得のままとする。

(4) 短期大学部において自由科目として履修した本学の科目。成績評価は「認定」とする。

(編入学生の履修について)

第4条 経営学部編入学生(3年次編入)の履修については次のとおりとする。卒業要件を満たす履修科目のうち、必修及び選択必修科目は専門教育科目(1)～(9)の46単位とする。また、選択科目については専門教育科目の中から区分を問わず22単位以上を履修する。

ただし、本学短期大学部からの編入学生の場合で第4条の規程に基づき認定された科目は、必修科目であっても、既修得単位であるとする。

(1) キャリア形成科目「国語表現法」、「キャリア開発1」、「キャリア開発2」の3科目6単位・・・必修

(2) 基礎科目共通科目「コンピュータリテラシ1」、「コンピュータリテラシ2」の2科目2単位・・・必修

(3) 基礎科目経営学科目「経済学入門」、「マーケティング入門」の2科目4単位・・・必

修

- (4) 基礎科目会計・財務科目「簿記入門1」、「会計学入門」の2科目4単位・・・必修
- (5) 基礎科目情報コミュニケーション技術科目「ICT応用」、「経営システム入門」の2科目4単位・・・必修
- (6) プロジェクト科目「プロジェクト実習1」、「プロジェクト実習2」の2科目2単位・・・必修
- (7) 基幹科目経営学科目「経営管理論」の1科目2単位・・・必修
- (8) 展開科目の中から14単位・・・選択必修
- (9) 専門ゼミナール8単位・・・必修

(転学部者の単位認定)

第6条 転学部者の単位認定については、別に定める。

(転学部者の履修について)

第7条 転学部者の履修については、別に定める。

(その他)

第8条 次の各号の一に該当する科目を受講した場合、単位認定及び成績評価は行なわない。

ただし、授業科目の受講の結果を示すため、成績通知書等に「履」と表すことができる。

- (1) 豊橋創造大学の他学科の授業科目
- (2) 豊橋創造大学短期大学部の授業科目のうち、単位互換科目ではない授業科目
- (3) 正規的教育課程ではない補習的な科目
- (4) その他学長が特に認めた科目

附則 この取扱要領は平成20年4月1日から施行する。なお、条文中の「共通開講科目」とは、科目名に含まれる数字の表記について算用数字とローマ数字の違いはあっても、それらの科目を共通開講科目とみなすこととする。

附則 この取扱要領は平成25年4月1日から施行する。なお、条文中の「共通開講科目」とは、科目名に含まれる数字の表記について算用数字とローマ数字の違いはあっても、それらの科目を共通開講科目とみなすこととする。

附則 この取扱要領は2023年4月1日から施行する。なお、条文中の「共通開講科目」とは、科目名に含まれる数字の表記について算用数字とローマ数字の違いはあっても、それらの科目を共通開講科目とみなすこととする。

【別表】

◆豊橋創造大学短期大学部からの編入学生の単位認定

自己申請により単位認定できる科目〔経営学部〕

短期大学部科目名	単位数		経営学部科目名	単位数
商業簿記Ⅰ	4	→	簿記入門1	2
商業簿記Ⅱ	4	→	簿記入門2	2
工業簿記	2	→	工業簿記(上級)1	2
マーケティング	2	→	マーケティング入門	2
流通論	2	→	流通論	2
パソコン演習Ⅰ	2	→	コンピュータリテラシ1	1
パソコン演習Ⅱ	2	→	コンピュータリテラシ2	1

豊橋創造大学聴講生規程

制定
平成16年 4月 1日
改正
平成20年 4月 1日

(目的)

第1条 この規程は、豊橋創造大学学則（以下「学則」という）第48条及び第49の2の規定に基づき、聴講生の取扱いを定めることを目的とする。

(聴講生の定義)

第2条 聴講生とは、次の各号の一に該当する者をいう。

(1) 本学の学生以外の者（以下「学外者」という）で1科目又は数科目を履修し、その単位の修得を目的としない者

(2) 本学の在籍者で1科目又は数科目を履修し、その単位の修得を目的としない者

(聴講の資格)

第3条 聴講生を願ひ出ることができる者は、次の各号の一に該当する者をいう。

(1) 高等学校を卒業した者又は同等程度の学力を有する者で学習意欲のある者

(2) 本学の在籍者で学習意欲のある者

(聴講科目の範囲及び単位数)

第4条 聴講できる科目の範囲及び単位数は、本学の開設する授業科目の中で指定する科目及び単位数とする。

(学生数)

第5条 聴講生を受け入れる学生数は、本学学生の単位の修得に支障を来さない範囲の人数とする。

(聴講の手続き)

第6条 聴講生を願ひ出る者は、所定の期日までに次の書類を提出しなければならない。ただし、本学の在籍者については、第1号の書類のみ提出することとする。

(1) 聴講生願書（様式1）

(2) 履歴書（所定の様式による、写真添付）

(3) 聴講生手数料払込金受取書等（様式3）

(4) 外国人にあっては、聴講期間を満たす在留資格を有することを証明する書類

(5) その他指定する書類

(聴講の許可)

第7条 聴講を願ひ出た者があるときは、書類の提出を確認のうえ、聴講を許可する。

(聴講料の納入)

第8条 聴講を許可された者は、所定の期日までに聴講料を納入しなければならない。

2 聴講料については別表にこれを定める。ただし、実習費等の諸経費については聴講生の負担とし、別途徴収する場合がある。

(聴講の期間)

第9条 聴講生の履修期間は、春学期又は秋学期若しくは両学期にまたがる期間の何れかの期間とし、一年以内とする。

2 引き続き履修を希望する者は、改めて願ひ出て許可を受けなければならない。

3 前項の願ひ出は、学外者については第6条の第2号の書類提出は不要とする。本学の在籍者については第6条の第1号の書類のみ提出する。

(聴講科目の登録)

第10条 聴講生は、学期の初めに聴講科目の登録をしなければならない。

(聴講許可証の交付)

第11条 聴講生として許可された者には、「聴講許可証」（様式2）を交付する。

(単位の認定)

第12条 聴講生は、登録した科目の試験を受けることはできるが単位の認定はできない。

2 所定の出席を修め、聴講生本人から申し出があった場合には、聴講修了を証明する修了証を発行する場合がある。

(聴講許可の取消し)

第13条 聴講生としての本分に反する行為があった場合は、聴講を取り消すことがある。

(その他)

第14条 聴講生の利用できる設備と施設については、次の各号のとおりとする。ただし、本学の在籍者については本学の設備と施設を全て利用することができる。

- (1) 図書館…図書館で所定の手続き後に利用できる
- (2) 売店・食堂…現金による購入方法により利用できる
- (3) 学内LAN・パソコン利用…教務課にIDとパスワードの申請を行い利用する
- (4) 駐車場…学生課で所定の手続きを行い利用する
- (5) その他の設備・施設の利用に関しては、庶務課に申し出て許可を得てから利用する

附則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

【別表】聴講料

区 分		入学金	授業料	実習費等	手数料
学外者		50,000円	1単位につき 10,000円	必要な諸経費 は別途徴収する。	10,000円
在 籍 者	学則第21 条に係る 在籍者の 場合	0円	1単位につき 1,000円		0円
	その他の 在籍者の 場合	0円	0円		0円

豊橋創造大学聴講生願書

平成 年 月 日

豊橋創造大学 学長 殿

氏名 印

(※在籍者の場合 学籍番号)

下記の科目について、聴講いたしたく、お届けします。

記

(期間) 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

(目的) _____

(履修科目等)

科目名	授業の種類	単位	期別	学年	曜日	時限	担当教員

本様式は、豊橋創造大学「個人情報の保護に関する規程」の定めに従い取り扱いをさせていただきます。

豊橋創造大学聴講許可証

平成 年 月 日

氏名 様
(在籍者の場合 学籍番号)

豊橋創造大学
学 長
(公印省略)

下記の科目について、聴講を許可します。
記

(期間) 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
(履修科目等)

科目名	授業の種類	単位	期別	学年	曜日	時限	担当教員

本様式は、豊橋創造大学「個人情報の保護に関する規程」の定めに従い取り扱いをさせていただきます。

(履修科目等)

科目名	授業の種類	単位	期別	学年	曜日	時限	担当教員

豊橋創造大学聴講生 手数料払込金受取書等

平成 年 月 日

氏名 _____

下記の太枠内に手数料の払込金受取書等を貼り付けてください。(※在籍者・・・手数料は不要です。)

豊橋創造大学科目等履修生規程

制定
平成 8年 4月 1日
改正
平成11年 4月 1日
平成15年 4月 1日
平成19年 4月 1日

(目的)

第1条 この規程は、豊橋創造大学学則（以下「学則」という）第48条の規定に基づき、科目等履修生の取扱いを定める。

(科目等履修生の定義)

第2条 科目等履修生とは、本学の学生以外の者で1科目又は数科目を履修し、その単位の修得を目的とする者をいう。

(出願資格)

第3条 科目等履修生を志願することができる者は、学則第15条に規定する入学資格を有する者とする。

(出願手続)

第4条 科目等履修生を志願する者は、所定の期日までに次の書類を提出し、別に定める入学検定料を納入しなければならない。

(1) 科目等履修生願書（所定の様式による）

(2) 履歴書（所定の様式による）

(3) 最終出身校の卒業証明書（在学中の場合は卒業見込証明書）及び成績証明書（本学卒業生を除く）

(4) 写真（縦4.0cm×横3.0cm）

2 現に他の大学等、又は官公庁、教育機関若しくはその他の事業所に在学又は在職している者は、前項に掲げる書類のほか、当該学長又は所属長の出願許可書等を提出しなければならない。

(選考方法)

第5条 科目等履修生の選考は、別に定める期日に、書類及び面接によって行う。

(入学許可)

第6条 前条の規定による選考に合格した者に対しては、教授会の議を経て学長が入学を許可する。

2 入学許可は、各学期の初めとする。

(入学手続)

第7条 科目等履修生として入学を許可された者は、指定の期日までに、別に定める学納金を納入すると共に、その他必要な手続をしなければならない。

2 提出した書類及び納入した学納金は原則として返還しない。ただし、特に指定した日までに取り消し願い出書を提出した者については、納入した学納金のうちから、事情により授業料及び実習費を返還することができる。

(履修期間)

第8条 科目等履修生の履修期間は、春学期若しくは秋学期又は一学年の何れかの期間とし、一年以内とする。

2 引き続き履修を希望する者は、改めて願い出て許可を受けなければならない。

3 前項の願い出については、第5条の選考を免除するものとし、第4条の入学検定料の納入並びに同条第2号から第4号までの書類の提出は不要とする。

(履修手続)

第9条 科目等履修生は、学期の初めに履修登録をしなければならない。

(履修科目と履修単位数)

第10条 科目等履修生が履修できる科目は本学開設科目とし、1年間に20単位以内とする。ただし演習及び実技の科目については許可しないことがある。

(単位の認定)

第11条 科目等履修生は、履修した科目の試験を受けることができる。

2 前項の試験の結果、その成績に応じて単位を認定する。

3 前項で単位を認定した科目については、成績単位修得証明書を交付する。

(キャンパスカード)

第12条 科目等履修生の身分を証明するものとして、キャンパスカードを交付する。その取扱いは学生証に準ずる。

(履修の取消)

第13条 学納金の納入義務を怠った場合又は科目等履修生としての本分に反する行為があった場合は、履修の許可を取り消すことがある。

(外国人留学生の特例)

第14条 学則第52条の外国人留学生に係る科目等履修生の出願資格、出願手続、選考方法、入学許可、入学手続、履修期間及び履修科目の取扱いについては別に定める。

(規程の改廃)

第15条 この規程の改廃については、教授会の議決を要するものとする。

附則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

豊橋創造大学科目等履修生等に係る学納金及び手数料に関する規程

制定
平成11年 4月 1日
改正
平成19年 4月 1日

(目的)

第1条 豊橋創造大学学則第49条の規定に基づく、科目等履修生及び委託生に係る学納金及び手数料については、この規程の定めるところによる。

(学納金)

第2条 学納金とは、入学検定料、入学金、授業料をいう。

(その他の納付金)

第3条 その他の納付金とは、コンピュータを使用する等実習を伴う授業科目に係る実習費をいう。

(納付額)

第4条 前2条に係る納付額は、下表のとおりとする。

区 分	入学金	授業料	実習費	入学検定料
科目等履修生	50,000円	(1単位につき) 12,000円	(1科目につき) 10,000円 その他履修に特別な費用を要する実費を徴収する。	10,000円
委託生	50,000円	(1単位につき) 12,000円		10,000円

附則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

豊橋創造大学試験における不正行為者の処分に関する規程

制定
平成21年 4月 1日

(目的)

第1条 この規程は、豊橋創造大学学則第33条に基づき、試験における不正行為者の処分について必要な事項を定める。

(試験の定義)

第2条 試験とは定期試験、追試験、再試験をいう。

(適用)

第3条 この規程は、教育的見地から学生を適正に指導する目的を達成するように適用する。

(処分と手順)

第4条 不正行為が発覚した場合の手順は別に定め、不正行為者の処分は、教務委員会が原案を作成し、教授会の審議を経て学長が行う。

(不正行為)

第5条 次に定める行為を不正行為とみなす。

- (1) 替え玉受験及びその依頼
- (2) 答案交換
- (3) カンニングペーパーの使用
- (4) 書き込み(机、所持品、身体など)
- (5) 答案を写す(見た者、見せた者)
- (6) 私語又は動作による連絡(連絡した者、連絡を受けた者)
- (7) 偽名、氏名抹消又は故意による無記名
- (8) 持込みが許可されていない参照物件の使用
- (9) 使用が許可された参照物件の貸借(借りた者、貸した者)
- (10) 携帯通信機器の使用
- (11) 受験態度が不良の場合
- (12) レポート提出に際して他者のものを引き写した場合
- (13) 第1号から第12号に準ずると認められた場合
- (14) 第1号から第13号の行為が試験終了後に発覚した場合

(処分内容)

第6条 第5条に該当する不正行為を行った者には、次のいずれかの処分を行う。

- (1) 当該科目の単位を無効とし、さらに、当該学期における当該科目以降に実施する履修科目の試験については、「受験資格喪失」とする
- (2) 当該科目のみならず、当該学期における全履修科目の単位を無効とする
- (3) 停学、退学の処分に付する

(処分の通知・掲示)

第7条 不正行為者の処分内容は、本人に通知するとともに、学内所定の場所に掲示する。

(処分の記載)

第8条 処分事項は、不正行為報告書に記載し保管する。

附則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

編入学(転入学を含む)及び再入学に関する要綱

豊橋創造大学

(目的)

第1条 この要綱は、豊橋創造大学学則第28条の規定に基づき、本学への編入学(転入学を含む)及び再入学に関する事項を定めることを目的とする。

この要綱に定める「編入学」と「転入学」については同一概念とみなし、「編入学(転入学を含む)」と表記するものとする。(豊橋創造大学学則第28条、第43条(4)号関連)

(定義)

第2条 編入学(転入学を含む)とは、受験資格のあるものが第1学年の入学時以外に中途入学することをいい、再入学とは、本学を正当な理由で中途退学したものが、再び入学することをいう。

(受験資格)

第3条 編入学(転入学を含む)を志願することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 短期大学・高等専門学校卒業者(卒業見込者を含む)
- (2) 4年制大学を卒業した者(卒業見込者を含む)、または4年制大学に2年以上在学し、62単位以上修得している者
- (3) その他上記と同等以上の学力があると認められる者、または文部大臣が認めた者

2 再入学を志願することができる者は、本学を正当な理由で退学した者とする。

(出願手続)

第4条 編入学(転入学を含む)を志願する者は、次の各号に掲げる出願書類に入学検定料を添えて出願するものとする。

- (1) 編入学(転入学を含む)願書
- (2) 健康診断書
- (3) 最終出身校または在学校の成績証明書
- (4) 最終出身校の卒業証明書または在学校の卒業見込証明書

2 再入学を志願する者は、次の各号に掲げる出願書類に入学検定料を添えて出願するものとする。

- (1) 再入学願書
- (2) 健康診断書

(入学検定料)

第5条 学則別表2の例による。

(選考)

第6条 編入学(転入学を含む)及び再入学の選考は、小論文および面接等によって行う。

(入学許可)

第7条 前条の規定による選考に合格した者に対しては、教授会の議を経て学長が入学を許可する。

(入学手続)

第8条 学則第18条の例による。

(学生納付金等)

第9条 学則別表2の例による。(入学検定料を除く)

(その他)

第10条 募集人員、試験日等については、教授会の議を経て毎年度これを定める。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

豊橋創造大学転学部・転学科に関する要綱

平成20年 3月12日制定
2023年 4月 1日改正

(目 的)

第1条 この要綱は、豊橋創造大学学則第28条の規定に基づき、転学部・転学科（以下「転学部等」という。）に関する事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 転学部とは、豊橋創造大学(以下「本学」という)に在籍する者が、本学の他の学部へ学籍を異動することをいう。

2 転学科とは、本学に在籍する者が同一学部の他の学科へ学籍を異動することをいう。

(願出の要件)

第3条 転学部等を希望する者（以下「志願者」という）は、現在在籍する学部又は学科において半年以上在籍していなければならない。

2 転学部等を許可された者が再び転学部等の願出をすることは原則として認めない。

(願出の手続)

第4条 志願者は、「転学部・転学科願」にその理由を記入し、所属する学部長又は学科長を通じて願出のものとする。

2 願出の時期は、年度ごとに定める。

(選 考)

第5条 転学部等の選考は、「転学部・転学科願」の審査と面接等によって行う。

2 転学部等の選考に係る検定料は徴収しない。

(許 可)

第6条 前条の規定による選考において適当と認められた者に対しては、所属学部及び志望する学部の教授会の議を経て学長が許可する。

(許可の時期)

第7条 転学部等の時期は、学年の初めとする。

(受入年次と在学年限)

第8条 転学部等を許可された者の受入年次は、志望する学部等の教授会が決定する。

なお、当該学生が在学することができる年数は、受入年次に在学する学生と同一とする。

(既修得単位の認定)

第9条 転学部等を許可された者の既修得単位の認定は、志望学部教授会等が行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、転学部等に関し必要な事項は、各学部等が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成20年3月12日から施行する。

2 豊橋創造大学 学生の学科変更に関する要綱（平成15年3月1日制定）は、廃止する。

附 則

1 この要綱は、2023年4月1日から施行する。

豊橋創造大学保健医療学部進級卒業判定規程

平成18年7月1日制定

改正平成20年4月1日

平成21年4月1日

平成26年4月1日

平成27年4月1日

2025年4月1日

(総則)

第1条 豊橋創造大学保健医療学部在籍する学生の進級並びに卒業に関する取扱いは、この規定の定めるところによる。

(進級卒業基準)

第2条 各学年への進級及び卒業は、原則として次の条件を満たしたものとす

(1) 進級については、当該年次までに配当されたすべての必修科目を修得すること

(2) 卒業については、学則に定める卒業所要単位数に達していること

(再履修等)

第3条 留年者は、必修科目の不合格科目をすべて再履修し、修得しなければならない。

(在学年限)

第4条 卒業までの在学年限は、学則の定めるところにより、同一学科に8年を超えて在学することはできない。

(進級・卒業・留年・除籍の決定)

第5条 進級、卒業、留年、除籍は、教授会の議を経て学長が認定する。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は運営幹部会の議を経るものとする。

附則 この規程は平成18年7月1日から施行する。

附則 この規程は平成20年4月1日から施行する。

附則 この規程は平成21年4月1日から施行する。

附則 この規程は平成26年4月1日から施行する。

附則 この規程は平成27年4月1日から施行する。

附則 この規程は2025年4月1日から施行する。

豊橋創造大学保健医療学部理学療法学科履修規程

平成28年 4月 1日制定

改正平成30年12月 1日

(趣旨)

第1条 この規程は、豊橋創造大学学則（以下「学則」という。）に基づき、保健医療学部理学療法学科（以下「本学科」という。）における授業科目の履修及びそれに関する事項を定めるものとする。

(授業科目)

第2条 授業科目は、学則別表1-1のとおりとする。

(履修登録)

第3条 学生は、学則第10条に定めるところにより、履修し単位を修得しようとする授業科目について、所定の期日までに履修登録を行わなければならない。

(年次別・学期別履修)

第4条 授業科目が年次別又は学期別に配当されている場合は、当該年次又は当該学期にならなければその科目を履修することができない。ただし、本学科で特に定めた場合は、その限りではない。

(履修登録の上限)

第5条 授業科目の履修にあたっては、系統的かつ総合的な学修を考慮し、無計画な履修を避けるために、年次・学期別に履修できる単位数の上限を別に定めるものとする。

2 所定の単位を別に定める基準以上の成績をもって修得した学生及び相当の理由があると認められた学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(履修登録の取消)

第6条 豊橋創造大学・豊橋創造大学短期大学部GPA制度に関する要綱に定める算定対象科目のうち、本学科の必修科目以外の履修登録科目については、受講目的が達成されないなどの理由から別に定める履修登録取消期間内に限り、履修の登録を取り消すことができる。

2 履修を取り消した科目に替え、新たな授業科目の履修登録はできない。

(成績評価と単位の授与)

第7条 学則第11条に定めるところにより、授業科目の試験等の成績は、秀・優・良・可・不可の5種の評価をもって表し、秀・優・良・可を合格、不可を不合格とする。

2 試験等を欠席またはレポート等課題の未提出の場合は欠、出席不良等により成績評価不能の場合は失とし、不合格とする。

3 授業科目を履修し、試験等に合格した者に、それぞれ授業科目所定の単位を与える。不合格の者には単位を与えない。

4 本学科の1年次に入学者が、入学する前に他大学等において履修した授業科目について修得した単位（以下「既修得単位」という。）を、本学科における授業科目の履修により修得したものと認定することができる。認定した単位については、成績評価を行わず認とする。

5 本学科の自由科目および本学科以外の授業科目を履修した場合には、その単位を卒業要件外単位とし、成績評価を行わず履とする。

6 学則第27条により、学期の途中で除籍処分となった場合は、その時点で全科目の成績を無効とする（既修得単位の認定）

第8条 第7条第4項の既修得単位の認定は、学則第12条並びに豊橋創造大学単位認定に関する規程の定めるところによる。

2 前項の規定による単位認定を受けようとする者は、単位認定申請書を、所定の期日までに教務委員長に提出しなければならない。

(試験)

第9条 試験は、豊橋創造大学保健医療学部理学療法学科試験実施要綱の定めるところによる。

2 レポート等課題は前項の規定を準用する。

(再履修)

第10条 授業科目のうち不合格のものは、再履修することができる。

2 再履修には、改めて所定の期日までに履修登録を行わなければならない。

(進級及び卒業)

第11条 各学年への進級は、豊橋創造大学保健医療学部進級卒業判定規程に基づくものとする。

2 卒業は、学則第30条並びに豊橋創造大学保健医療学部進級卒業判定規程に基づくものとする。

(成績評価の照会)

第12条 学生は成績評価に関して疑義が生じた場合、どのような基準・方法で成績が評価されたかについて

て照会を求めることができる。

- 2 成績評価の照会を行おうとする者は、成績発表の日から1週間以内（最終日が休業日にあたるときは翌日まで）に「成績評価確認願（別紙1）」を提出しなければならない。
- 3 教務課は、「成績評価確認願」を受理したときは、授業担当教員に確認依頼を行うものとする。
- 4 確認依頼を受けた教員は、教務課を通して速やかに当該学生に回答を行うものとする。

（その他）

第13条 この規程に定めるもののほか、履修等に関し必要な事項は、豊橋創造大学保健医療学部理学療法学科履修規程細則に定めるところによる。

附則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附則

- 1 この規程は、平成30年12月1日から施行する。

豊橋創造大学保健医療学部理学療法学科履修規程細則

平成28年 4月 1日制定

2023年 4月 1日改正

(趣旨)

第1条 この細則は、豊橋創造大学保健医療学部理学療法学科履修規程の定めるところにより、履修に関し必要な事項を定めるものとする。

(授業及び時間割)

第2条 授業は、すべて教育課程に基づいて実施する。

2 授業は、集中講義や実習に関する授業、及び休業日に実施する科目を除きすべて時間割に従って実施する。

3 時間割は、教育課程に基づき、学期ごとに編成する。

4 時間割及び教室の変更は、教務課の承認を得なければならない。

5 授業時間は以下のとおりとする。ただし、集中講義や実習に関する授業、及び休業日に実施する科目の授業時間については、その都度、授業担当者等から連絡する。

時限	時 間	備 考
第1限	9：00～10：30	
第2限	10：40～12：10	
第3限	13：10～14：40	
第4限	14：50～16：20	
第5限	16：30～18：00	

(公欠)

第3条 授業を次の理由で欠席する者は、公認欠席（以下「公欠」という。）とする。

(1) 忌引

(2) 本人又はその同居家族等が感染症（学校保健安全法施行規則第18条に定める感染症及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する指定感染症等）に罹り、出校停止措置を受ける場合

(3) 本人の就職試験等（会社訪問は除く）の場合

(4) 大学の認めた公的な理由による場合（対外試合・課外活動等）

(5) 地震・水害等の大規模な災害で出校することが危険となった場合

(6) その他大学が正当な理由として特に認めた場合

2 公欠は、原則として出席を必要とする授業回数に含まない。

3 公欠を認める回数は、各授業につき全授業実施回数の1/3を限度とする。

(追試験・再試験の受験料)

第4条 追試験、再試験の受験料は一科目につき1,000円とする。ただし、公欠により定期試験を受験できなかった場合の追試験の受験料は徴収しない。

(再履修の登録料)

第5条 授業科目の再履修にかかる登録料は無料とする。

(その他)

第6条 その他、履修等に関する詳細な取り扱いについては、別途定めることができる。

附則

1 この細則は、平成28年4月1日から施行する。

2 この細則の施行に伴い、豊橋創造大学教育課程実施に関する細則を廃止する。

附則

1 この細則は、2023年4月1日から施行する。

**豊橋創造大学保健医療学部理学療法学科における
履修科目の登録単位数の上限に関する要綱**

平成28年4月1日制定

平成29年4月1日改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊橋創造大学保健医療学部理学療法学科履修規程第5条に基づき、豊橋創造大学保健医療学部理学療法学科（以下「本学科」という。）において1年間又は春学期及び秋学期（以下「各学期」という。）に履修科目として登録できる単位数の上限及びその特例に関し必要な事項を定める。

(対象科目)

第2条 学生の履修登録の上限単位数の対象となる授業科目は、本学科において卒業の要件として履修する授業科目とする。

ただし、次の各号に掲げる授業科目を除く。

(1) 集中講義科目

(2) 学則第13条の規定に基づいて単位を認定された授業科目

(履修登録上限単位数)

第3条 学生の授業科目の履修登録上限単位数は1年間において44単位、各学期22単位とする。

ただし、平成28年度以前に入学したものにあっては、以下のとおりである。

学年	学期別履修登録上限単位数	
1年次	春 学 期	24単位
	秋 学 期	24単位
2年次	春 学 期	31単位
	秋 学 期	29単位
3年次	春 学 期	24単位
	秋 学 期	24単位
4年次	春 学 期	24単位
	秋 学 期	26単位

2 通年開講科目の履修登録単位数は、その2分の1をそれぞれ各学期の履修単位とみなし、上限単位の計算を行うものとする。

(成績等に基づく履修登録単位数の特例)

第4条 前条各項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は履修登録単位数の上限を超えてそれぞれ定められた単位数まで履修科目の登録をすることができる。

(1) 豊橋創造大学・豊橋創造大学短期大学部GPA制度に関する要綱に基づき算出された、履修登録直前の学期GPAの値（以下「GPA値」という。）が2.5以上の学生は、2単位まで、また、GPA値3.0以上の学生は、4単位まで登録上限単位数を超えて履修科目の登録をすることができる。

(2) 本学科教務委員会が相当の理由があると認めた者は、個別に定めた単位数まで履修科目の登録をすることができる。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、履修登録科目の上限に関する必要事項は、本学科教務委員会において定める。

附則 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

経営学部 転学部学生の単位認定及び履修についての取扱内規

平成20年4月1日制定

平成21年4月1日改正

平成25年4月1日改正

2023年4月1日改正

第1条 この取扱内規は、保健医療学部から経営学部へ転学した場合の単位認定方法及び履修方法について規定する。

第2条 保健医療学部において2年以上在学し62単位以上の単位を修得する学生の単位認定については、62単位（「基礎教育科目30単位」、「専門教育科目32単位」）を上限として科目区分に分けて包括認定し、成績評価は「認定」とする。

また、包括認定のほか、自己申請（書類提出）により次の各号の単位を認定することができる。ただし、包括認定の中に次の各号の単位が含まれている場合は、包括認定の単位から各号の単位を除き、その他の科目を包括認定し、成績評価は「認定」とする。

（1）保健医療学部と経営学部の共通開講科目。成績評価は既得のままとする。

（2）保健医療学部の科目で経営学部の科目に読み替えが可能な科目（別表1～別表2）。成績評価は「認定」とする。

（3）保健医療学部において自由科目として履修した経営学部の科目。成績評価は「認定」とする。

2 前項における転学部への受入年次は3年次とする。

第3条 保健医療学部において62単位未満の単位を修得する者の単位認定については、自己申請（書類提出）により次の各号の単位を認定することができる。

（1）保健医療学部と経営学部の共通開講科目。成績評価は既得のままとする。

（2）保健医療学部の科目で経営学部の科目に読み替えが可能な科目（別表1～別表2）。成績評価は「認定」とする。

（3）保健医療学部において自由科目として履修した経営学部の科目。成績評価は「認定」とする。

（4）その他の科目は「基礎教育科目」、「専門教育科目」の科目区分ごとに包括認定し、成績評価は「認定」とする。

2 前項の場合の転学部への受入年次は、それまでの在学期間に応じて1年次又は2年次とする。

第4条 経営学部へ転学する学生の受入年次が3年次以上の場合、履修方法については次のとおりとする。卒業要件を満たす履修科目のうち、必修及び選択必修科目は専門教育科目（1）～（9）の46単位とする。また、選択科目については専門教育科目の中から区分を問わず22単位以上を履修する。

（1）キャリア形成科目「国語表現法」、「キャリア開発1」、「キャリア開発2」の3科目6単位・・・必修

（2）基礎科目共通科目「コンピュータリテラシ1」、「コンピュータリテラシ2」の2科目2単位・・・必修

（3）基礎科目経営学科科目「経済学入門」、「マーケティング入門」の2科目4単位・・・必修

（4）基礎科目会計・財務科目「簿記入門1」、「会計学入門」の2科目4単位・・・必修

（5）基礎科目情報コミュニケーション技術科目「ICT応用」、「経営システム入門」の2科目4単位・・・必修

（6）プロジェクト科目「プロジェクト実習1」、「プロジェクト実習2」の2科目2単位・・・必修

（7）基礎科目経営学科科目「経営管理論」の1科目2単位・・・必修

（8）展開科目の中から14単位・・・選択必修

（9）専門ゼミナール8単位・・・必修

第5条 転学部への受入年次が1年次又は2年次の場合、履修方法については経営学部が定める卒業要件を充たす科目を履修する。

第6条 この取扱内規に定めるもののほか、転学部の単位認定及び履修に関し必要な事項は、経営学部教授会が定めることとする。

附則 この取扱内規は、平成20年4月1日から施行する。なお、条文中の「共通開講科目」とは、科目名に含まれる数字の表記について算用数字とローマ数字の違いはあっても、それらの科目を共通開講科目とみなすこととする。

附則 この取扱内規は、平成21年4月1日から施行する。なお、条文中の「共通開講科目」とは、科目名に含まれる数字の表記について算用数字とローマ数字の違いはあっても、それらの科目を共通開講科目とみなすこととする。

附則 この取扱内規は、平成25年4月1日から施行する。なお、条文中の「共通開講科目」とは、科目名に含まれる数字の表記について算用数字とローマ数字の違いはあっても、それらの科目を共通開講科目とみなすこととする。

附則 この取扱内規は、2023年4月1日から施行する。なお、条文中の「共通開講科目」とは、科目名に含まれる数字の表記について算用数字とローマ数字の違いはあっても、それらの科目を共通開講科目とみなすこととする。

【別表1】保健医療学部理学療法学科

自己申請により読み替えて単位認定できる科目〔経営学部〕

保健医療学部 理学療法学科 科目名	単位数		区分	経営学部 科目名	単位数
基礎ゼミナールⅠ	1	→	基礎	入門ゼミナール1	2
基礎ゼミナールⅡ	1	→	基礎	入門ゼミナール2	2
基礎ゼミナールⅢ	1	→	基礎	基礎ゼミナール1	2
基礎ゼミナールⅣ	1	→	基礎	基礎ゼミナール2	2
情報リテラシーⅠ	1	→	専門	コンピュータリテラシ1※	1
情報リテラシーⅡ	1	→	専門	コンピュータリテラシ2※	1
医療統計学Ⅰ	2	→	専門	統計数学基礎	2
医学英語	2	→	基礎	ビジネス英語	2

※ただし、「コンピュータリテラシ1」と「コンピュータリテラシ2」は同時履修科目であるので1科目での単位認定は行わず、2科目を一括で単位認定する。

【別表2】保健医療学部看護学科

自己申請により読み替えて単位認定できる科目〔経営学部〕

保健医療学部 看護学科 科目名	単位数		区分	経営学部 科目名	単位数
基礎ゼミナールⅠ	1	→	基礎	入門ゼミナール1	2
基礎ゼミナールⅡ	1	→	基礎	入門ゼミナール2	2
情報リテラシーⅠ	1	→	専門	コンピュータリテラシ1※	1
情報リテラシーⅡ	1	→	専門	コンピュータリテラシ2※	1
プレゼンテーション技法	2	→	専門	ビジネスプレゼンテーション	2
看護・医療英語	1	→	基礎	ビジネス英語	2

※ただし、「コンピュータリテラシ1」と「コンピュータリテラシ2」は同時履修科目であるので1科目での単位認定は行わず、2科目を一括で単位認定する。

豊橋創造大学保健医療学部理学療法学科 GPA 制度に関する要綱

令和元年 9 月 4 日制定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、豊橋創造大学保健医療学部理学療法学科履修規程の第 7 条第 3 項の規定に基づき、豊橋創造大学保健医療学部理学療法学科においてグレード・ポイント・アベレージ(Grade Point Average;以下「GPA」という)制度を定めるものとする。

(成績評価と GP)

第 2 条 各授業科目の成績評価で付与されるグレード・ポイント(Grade Point;以下「GP」という)は、次のとおりとする。

区分	成績評価	成績評価基準	GP
合格	秀	100～90 点	4.0
	優	89～80 点	3.0
	良	79～70 点	2.0
	可	69～60 点	1.0
不合格	不	59 点以下	0.0
	欠		0.0
	失		0.0
GP 対象外	認	単位認定科目	—
	履	卒業要件外単位 (自由科目)	—

(GPA の種類)

第 3 条 GPA の種類は、当該学期における学修の状況及び成果を示す指標としての GPA(以下「学期 GPA」という)、当該年度における学修の状況及び成果を示す指標としての GPA(以下「年度 GPA」という)並びに在学中における全期間の学修の状況及び成果を示す指標としての GPA(以下「通算 GPA」という)とする。

(GPA 算出方法)

第 4 条 GPA の算出方法は、次のとおりとする。

(1) 学期 GPA

$$\frac{(\text{当該学期に評価を受けた科目で得た GP}) \times (\text{当該科目の単位数})}{\text{当該学期の総履修単位数 (不合格科目を含む)}}$$

(2) 年度 GPA

$$\frac{(\text{当該年度に評価を受けた科目で得た GP}) \times (\text{当該科目の単位数}) \text{の合計}}{\text{当該年度の総履修単位数 (不合格科目を含む)}}$$

(3) 通算 GPA

$$\frac{(\text{各学期に評価を受けた科目で得た GP}) \times (\text{当該科目の単位数}) \text{の累計}}{\text{総履修単位数 (不合格科目を含む)}}$$

(GPA 対象科目)

第 5 条 GPA 対象科目は、次に掲げるものを除外した科目とする。

(1) 認定科目(他大学等で修得した科目を本学の単位として認定した科目及び他大学等との単位互換等で修得した単位)

(2) 卒業要件単位として認められた科目

(GPA 算定期間)

第 6 条 GPA の算定期間は、春学期にあつては 9 月、秋学期にあつては 3 月とする。ただし、春学期に実施の集中講義等により GPA 算定期間までに成績かが確定していない科目については、秋学期の履修として算出する。

(履修の取消)

第 7 条 必修科目を除く GPA 算定対象科目については、履修登録をした科目であっても受講目的が達成されないなどの理由から履修を取りやめた場合、別に定める履修取消期間内に限り、履修の登録を取り消すことができる。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、GPA の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年 9 月 4 日から施行する。

豊橋創造大学ハラスメント防止人権委員会規程

制定
平成14年11月 1日
改正
平成18年 4年 1日
平成19年 1年 1日
平成20年 4年 1日
平成24年 4月 1日
平成25年 7月 1日
平成27年 4月 8日

(目的)

第1条 豊橋創造大学（以下「本学」という。）において働く教職員及び学生全ての諸活動におけるハラスメント等の人権侵害の防止と問題解決のために、本学にハラスメント防止人権委員会（以下「人権委員会」という。）を置き、その任務、組織等について定める。

(定義)

第2条 この規程における「人権尊重の精神に反するハラスメント行為」とは、教職員及び学校関係者の就労上並びに学生の修学上の人権が侵害される以下の行為をいう。

- (1) セクシャル・ハラスメント：相手を不快にさせる性的言動により、相手に精神的、肉体的苦痛又は困惑を与えること
- (2) パワー・ハラスメント：就労上の力関係を利用して、その権限を逸脱して不適切な言動、指導を行い、相手に精神的、肉体的苦痛又は困惑を与えること
- (3) アカデミック・ハラスメント：教員等の権威的地位にある者が、その職務を逸脱して不適切な教育・研究指導を行い、相手に精神的、肉体的苦痛又は困惑を与えること
- (4) その他のハラスメント：前各号のハラスメントにはあたらないが、相手の意に反して行われる、正当性のない嫌がらせの言動によって、相手に不快の念を抱かせること

(組織)

第3条 人権委員会は、次の者で構成する。

2 委員は、各学科教授会及び学生委員会より各1名と事務職員代表職員1名とし、学長が指名する。

3 人権委員会に委員長を置く。委員長は学長が指名する。

4 人権委員会が必要とするときは、委員長の推薦による若干名を委員とし、学長が指名することができる。

(任務)

第4条 人権委員会は、いずれも関係者個人の秘密を厳守し、次の各号に掲げる事項を任務として遂行する。

- (1) ハラスメントに関する相談、救済とその対応
- (2) ハラスメント防止に関する情報収集、研修及び啓発
- (3) その他ハラスメントに関する重要事項の対応

2 ハラスメントに関する相談、申立て及び問題解決の手続きについては、別に定めるガイドラインに則して取り扱うものとする。

(会議)

第5条 人権委員会の会議は、委員長が召集し議長となる。

(ハラスメント相談窓口)

第6条 人権委員会は、ハラスメントに関する相談、救済とその対応のために、ハラスメント相談窓口を設置する。

2 前項のハラスメント相談窓口に関する規程は、別に定める。

(ハラスメント調査委員会)

第7条 人権委員会は、ハラスメントに関する実態調査のために、ハラスメント調査委員会を設置することができる。

2 前項のハラスメント調査委員会に関する規程は、別に定める。

(任期)

第8条 委員長・委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(幹事)

第9条 人権委員会に幹事を置き、教学部長及び教学部の職員1名をあてる。

2 幹事は、委員長の指揮をうけて会務を処理する。

附則

- 1 この規程は、平成14年11月1日から施行する。
- 2 セクシュアル・ハラスメント防止規程（平成12年4月1日制定）は、廃止する。

附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成19年1月1日から施行する。

附則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成25年7月1日から施行する。

附則

この規程は、平成27年4月8日から施行する。

豊橋創造大学ハラスメント相談窓口に関する規程

制定
平成14年11月 1日
改正
平成18年 4月 1日
平成19年 1月 1日
平成20年 4月 1日
平成25年 7月 1日
令和 4年10月 1日

(目的)

第1条 本規程は、豊橋創造大学ハラスメント防止人権委員会（以下「人権委員会」という。）規程第6条に基づき、本学のハラスメント相談窓口（以下「相談窓口」という。）に関して必要な事項を定める。

(組織)

第2条 相談窓口は、学生課、健康・相談センターに設置する。相談員が直接相談を受け付けることもできる。その他、外部機関に委託して、学外に設置することもできる（以下「学外相談窓口」という。）。

2 学外相談窓口については、別に定める。

3 学内のハラスメント相談員（以下「学内相談員」という。）は、学長の指名をもって次のとおり構成する。男女比はほぼ等しくなるように配慮するものとする。

- (1) 各学科から選出された教育職員 各2名
- (2) 学生課から選出された事務職員 1名
- (3) 健康・相談センター業務要員および心理カウンセラー
- (4) その他学長が必要と認めた者

4 学内相談員以外の教職員がハラスメントに関わる相談を受けた時は、本人の了承を得た上で、秘密を守り速やかに本人が指名する相談員に連絡をする。

(任務)

第3条 学内相談員は、人権委員会規程に関する相談に応じるとともに、これを速やかに人権委員会委員長に報告をする。

(対象)

第4条 本規程の対象者は、本学において働く教職員及び本学学生とする。

(相談員及びハラスメント相談に関与した者の義務)

第5条 相談窓口の担当者、相談員、その他、職務上ハラスメント相談に関する情報を知り得た者は、当該事案について秘密を厳守するとともに、相談者及びハラスメントに関わる情報をもたらした者への不利益や二次被害が生じないようにしなければならない。

(学内相談員の任期)

第6条 学内相談員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

附則

この規程は、平成14年11月1日から施行する。

附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成19年1月1日から施行する。

附則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成25年7月1日から施行する。

附則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

豊橋創造大学ハラスメント調査委員会規程

制定
平成14年11月 1日
改正
平成18年 4月 1日
平成20年 4月 1日
平成25年 7月 1日
平成27年 4月 8日
令和 4年10月 1日

(目的)

第1条 本規程は、豊橋創造大学ハラスメント防止人権委員会（以下「人権委員会」という。）規程第7条に基づき、本学のハラスメント調査委員会（以下「調査委員会」という。）に関して必要な事項を定める。

(組織)

第2条 調査委員会は、次の各号に定める委員長及び委員をもって構成する。

(1) 委員長

(2) 委員 若干名

2 委員長は学長が指名する。

3 委員は、人権委員会委員長の推薦により、学長が指名する。ただし、人権委員会が必要と認めたときは、学長は人権委員会委員長の推薦によりその他の者を委員に指名することができる。なお、委員の指名にあたっては、委員の男女比や調査の客観性、中立性および公平性が確保されるよう配慮しなければならない。

4 前項のほか、人権委員会が必要と認めるときは、学長は人権委員会委員長の推薦により学外者（弁護士・医師等）に委員を委嘱することができる。

5 調査においては、ハラスメント被害を申し立てた者の要請に応じて、担当した学内のハラスメント相談員も同席することができる。

(任期)

第3条 委員長及び委員の任期は、調査終了までとする。

(任務)

第4条 調査委員会の任務は、次の各号に定める事項とする。

(1) ハラスメントに関する実態調査、但し、この調査にあたっては、外部の機関に委託することができる。

(2) 調査結果の人権委員会への報告

2 調査委員会は、ハラスメントをしたと申し立てられた者に対して、意見陳述の機会をもうけなければならない。

3 調査委員会の委員は、任期中および任期後において、その職務上知り得たあらゆる情報の秘密を厳守するとともに、関係者のプライバシーを保護し、人権を尊重しなければならない。

(事務)

第5条 調査委員会の事務の所管は、事務局長あるいは事務局長が任命した者とする。

附則

この規程は、平成14年11月1日から施行する。

附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成25年7月1日から施行する。

附則

この規程は、平成27年4月8日から施行する。

附則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

豊橋創造大学ハラスメント防止ガイドライン

制定
平成25年 6月 5日
改正
平成28年 4月 1日
令和 4年10月 1日

豊橋創造大学ハラスメント防止人権委員会

1. 目的

このガイドラインは、本学においてハラスメントのない快適な修学・就労環境が維持されることをめざして、本学のすべての学生および教職員がハラスメント防止に関する理解を深めるとともに、ハラスメントに関する学内の対応について周知することを目的として作成されています。

2. ガイドラインの対象および適用範囲

- (1) 本学で修学・就労するすべての学生および教職員がその対象となります。
- (2) 本学の学生および教職員間で発生した事案は、発生場所、時間を問わず、その対象となります。

3. ハラスメントとは

(1) セクシュアル・ハラスメント

セクシュアル・ハラスメントとは「相手を不快にさせる性的言動により、相手に精神的、肉体的苦痛又は困惑を与えること」をさします。

セクシュアル・ハラスメントには、教育・研究・就労上の地位を利用して不当に性的要求を行うもの（対価型）と修学・就労環境を悪化させるもの（環境型）があります。

修学・就労を目的として本学に所属しているにもかかわらず、学生、教員あるいは同僚としてではなく、性的対象として扱われるということは、たとえそれが常にではなくても、それだけで人間としての意思を無視されたように感じる、非常に不愉快な事態です。そのうえ、立場や地位を不当に利用して、本人の意思に反した性的要求を行うという対価型ハラスメントは、人間の尊厳を損なう大変卑劣な行為です。絶対に許してはなりません。

一方、環境型セクシュアル・ハラスメントには、言動の受け手が不快に感じる場合だけでなく、同席する第三者が不快に感じる場合も含まれます。性別、性指向、性役割分業に関する固定観念にもとづく言動も、相手を不快にさせ、教育・研究・就労環境を著しく損ねる可能性があります。悪意なしに行われた場合でも、相手が不快に感じていることを知ったうえで、なお繰り返す場合は、ハラスメントとみなされます。

(2) パワー・ハラスメント

パワー・ハラスメントとは「就労上の力関係を利用して、その権限を逸脱して不適切な言動、指導を行い、相手に精神的、肉体的苦痛又は困惑を与えること」です。この場合のパワーは、一般には立場が上にある者が有すると考えられますが、職務上の特定の権限、人間関係、影響力を背景に、立場が下にある者から上にある者へのパワー・ハラスメントが発生する場合があります。

パワー・ハラスメントは、身体的・精神的攻撃、無視や仲間はずれなどの人間関係からの切り離し、プライベートへの過度の侵害、遂行不可能な過大な要求、もしくは本人の能力・経験には不応に過小な要求など（担当から外す、仕事を与えない等）によって発生します。

正当な業務命令に相当する場合でも、結果的に相手に不要な苦痛を与えた場合は、効果的に業務命令が遂行されたとは言いがたいことから、受け手の苦痛を知った時点で、受け手に応じた言動に修正することが望ましいと考えられます。また、一般的な業務命令であっても、敏感な受け手が特に苦痛を表明する場合もあります。受け手の苦痛を知ったあとでもなおその言動を修正しない場合は、ハラスメントとみなされます。

(3) アカデミック・ハラスメント

アカデミック・ハラスメントとは「教員等の権威的地位にある者が、その職務を逸脱して不適切な教育・研究指導を行い、相手に精神的、肉体的苦痛又は困惑を与えること」をさします。

アカデミック・ハラスメントには、権限を不当に超える、行き過ぎた指導や叱責（濫用的言動）、権限に無関係な指導や叱責（恣意的言動）などがあります。

アカデミック・ハラスメントにおいては、パワー・ハラスメント同様、教員等の言動、指導の「不当性」が問題となりますが、正当な指導であっても、強すぎるあるいは多すぎる指導（濫用的言動）によって相手の苦痛があまりに大きく、教育効果があがっていないあるいは修学が困難になっているような場合は、ハラスメントとみなされる可能性があります。その場合は、相手の個人差に応じ

て、言動・指導方法を変更する必要があります。

(4) その他のハラスメント

その他のハラスメントには、上記の（１）、（２）、（３）以外のハラスメントが含まれます。たとえば、飲み会において飲酒を強要すること（アルコール・ハラスメント）はこれに相当します。

4. ハラスメントを防止するために

(1) 基本的な心構え

お互いに、唯一無二のかけがえのない存在として、相手の人格を尊重しましょう。性別、立場、地位が異なっているからといって、相手を一方的に劣っているとみなしたり、特定の固定観念にもとづいて自律的な言動を妨げたりすることのないようにしましょう。立場や地位を不当に利用したり、濫用したりして、相手に不要な苦痛を与えないようにしましょう。

(2) 初期段階で食い止める

物事の受け止め方には個人差があることから、悪意があるかどうか、意図的かどうかに関わらず、ハラスメントの芽はどこにでも生じうると言えます。重要なのは、受け手が苦痛を感じていることを察知した初期の段階で防止することです。第三者として察知した場合も、見てみぬふりをせず、自分にできることはないかを模索してください。

万一、意図せず相手に苦痛を与えてしまった場合は、謝罪したうえで、言動を修正するようにしましょう。また、日常的に他者の受け止め方や自分の言動が及ぼす影響を絶えず評価し、受け手に不要な苦痛を与えずにすむ方法はないかを模索するよう心がけましょう。

(3) 一人で抱え込まない

物事の受け止め方に個人差があるということは、他者が苦痛に感じていることを察知するのは難しいということでもあります。立場、地位の違いから、相手に苦痛を感じていることを表明するのが非常に難しい場合もあります。もし不当な苦痛を与えられていると感じた場合は、一人で抱え込まず、第三者の力を借ります。身近な人はもとより、学内外に設置されているハラスメント相談窓口を利用してください。ハラスメントかどうかははっきりしない場合でも、相談は受け付けますので、あきらめしないでください。

また、相手から苦痛を表明されたが、どのように対応したらよいかわからないという場合、第三者として事態を察知した場合も、第三者としてできることはないかを共に考えるという形で、相談を受け付けます。皆が当事者意識をもって、快適な修学・就労環境を維持するように、努力し続けましょう。

5. ハラスメントを受けたと感じたら

(1) 相談窓口と相談員

本学では、学内および学外にハラスメント相談窓口が設置されています。学内では、学生課および健康・相談センターに相談窓口が設置されています。身近に相談できる人がいない場合、あるいは、自分（たち）にできることを行っただけで事態が改善されない場合は、上記の相談窓口に連絡してください。なお、相談窓口を介さず、直接相談員に連絡することも可能です。

学外相談窓口では、電話あるいはWebで相談できます。相談者が希望すれば、ハラスメント防止人権委員会委員長へ相談内容が報告されますが、具体的な対応を希望する場合は、あらためて学内相談窓口で相談受付をし、申立書の作成を行う必要があります。

学内相談窓口では、相談内容、所属、性別等を配慮して、2名の学内相談員を指名し、相談に応じる態勢を整えます。相談窓口の担当者が相談員を兼ねている場合は、そのまま相談員となる場合もあります。

相談は、原則として、本人あるいは本人の同意を得た第三者によるものを受け付けます。第三者が相談窓口につながる場合は、大学への要望や相談後の対応について、可能な限り本人の希望を確認しておいてください。

相談後の対応に際しては、相談事案の担当者以外には非公表とすることも可能です。ただし、その場合には、解決方法に限界がありますので、相談員とともによく検討しましょう。

(2) プライバシーの保護と守秘義務

ハラスメントに関わる情報の取り扱いに関しては、厳格な守秘義務が課されます。また、相談者との対応に際して、あたかも責任の一端が本人にあるかのように言ったり、ほめめかしたりすることによって、二次被害が発生しないように十分に配慮します。

(3) 学内相談員の役割

学内相談員は、相談者の立場を十分に配慮した上で、相談に応じ、必要な助言を与えるとともに、以下の事柄を支援します。

イ. 現状の理解や要望の整理

ロ. 解決方法の選択

ハ. 申立書の作成

問題解決にあたって、相談者が大学側に何らかの対応を要望する場合、相談者は被害の状況や大学への要望をまとめた申立書を作成します。

なお、相談の過程で必要な助言が与えられ、自ら解決できそうな見通しが立った場合には、申立てをしないで相談を終了します。

(4) 不利益取り扱いの禁止

ハラスメントの相談、申立て、調査への協力等によって、不利益な取り扱いを受けることは許されません。もしこれらの関係者に対して、不利益な取り扱いを行った場合には、懲戒処分の対象となる場合があります。

(5) 虚偽の申立て・証言の禁止

ハラスメントの相談、申立ておよび調査に際して、虚偽の申立てや証言をしてはなりません。もし虚偽の申立て・証言を行った場合は、懲戒処分の対象となる場合があります。また、当該事実の確認等のため、聴取を求められた場合は、正当な理由なく拒否することはできません。もし正当な理由なく拒否した場合は、懲戒処分の対象となる場合があります。

6. 問題解決の手続き

相談者は大学に対して、以下の手続きを選択して申立てをすることができます。ハラスメント防止人権委員会は、被害者の状況に応じて最善の問題解決を図るために、以下の手続きに先行して（あるいは併行して）、修学・就労環境を確保するための緊急措置を講ずることがあります。なお、公平性を確保するために、原則として、申立人と同じ部局の委員は当該事案の担当者となることはできません。

(1) 通知

「通知」とは、相手方の特定の言動に関して、それがハラスメントに相当するかどうかは問わないまま、その言動に関する相談があったことのみを相手方に知らせ、自発的な問題解決を依頼するものです。「通知」は、ハラスメント防止人権委員会委員長から相手方に直接行われます。また「通知」は、申立人の名前を相手方には公開しないで行うことができます。「通知」は、申立てがあったから1ヶ月以内の手続き終了をめざします。

(2) 調整

申立人が、相手方の言動に関してハラスメントかどうかを問うことよりも、問題解決を優先する場合には、ハラスメント防止人権委員会委員長によって指名された委員が双方に助言を与えながら、申立人と相手方の主張を公平な立場で調整します。ハラスメント防止人権委員会委員長は、考案された調整プランの内容を学長に要請し、学長は関連部局長にその実行を直接指示します。「調整」は、申立てがあつてから2ヶ月以内の手続き終了をめざします。

(3) 調査

相手方の言動に関して、懲戒処分の検討も含めた厳正な対応を要望する場合には、相手方の言動がハラスメントに相当するかどうかの事実関係の調査を行うために、ハラスメント調査委員会を設置します。調査は、学外の機関に委託される場合もあります。ハラスメント防止人権委員会は、調査結果にもとづいてとられるべき措置についての勧告案を作成します。学長はその勧告を受けて、すみやかに必要な措置を講じます。学長は、原則として、調査結果にもとづく措置勧告の内容を申立人および相手方に開示します。その際、ハラスメントを行ったとされる者は、ハラスメント防止人権委員会に不服申立てを行うことができます。学長は、必要に応じて、関係者のプライバシーに配慮しながら、調査結果にもとづく措置勧告の内容について関係部局長に開示します。「調査」は、申立てがあつてから3ヶ月以内の手続き終了をめざします。

なお、調査の結果、ハラスメントの事実が存在しないこと、あるいは措置に適さないことが明らかになった場合は、申立人に通知し、ハラスメント防止人権委員会は申立ての取り下げを勧告することができます。

7. その他の防止策

- (1) 学生および教職員に対して、ガイダンス等の機会を利用して、このガイドラインを周知徹底させ、ハラスメントに関する理解の向上を図ります。
- (2) 教職員に対しては、定期的に講演会や研修を行い、ハラスメント防止に関する理解の向上を図ります。
- (3) 教職員のうち、特に管理職およびハラスメント防止を担当する教職員に対しては、ハラスメントの防止と排除に関して、求められる責任と果たすべき役割について理解させ、適切な対応がとれるようになるための研修を行います。

8. その他

- (1) このガイドラインは平成25年7月1日から実施します。
- (2) 運用の状況をみて、見直しの必要が生じた時には、その都度改定を行うものとします。

以上

卷 末

豊橋創造大学・豊橋創造大学短期大学部の 『プライバシーポリシー』について

平成17年4月1日制定

【個人情報保護に関する方針】

本学では、あらゆる場合において多くの個人情報に接しております。本学では、これらの個人情報の取得、保存、利用、処分等にあたり個人情報保護法等関連法令の遵守だけでなく本学に「個人情報の保護に関する規程」を制定し、その保護に万全を期すことをここに宣言します。

【本学における個人情報の取り扱い】

個人情報は、個人の人格に係わる重要な情報であり、氏名、生年月日、住所、電話番号、その他の記述、又は個人別に付けられた番号、記号、その他の符号、画像若しくは音声によって当該個人を識別できるものをいいます。これらの個人情報を業務上使用する場合は、提供いただいた理由ないし目的の範囲内で、適切に取り扱います。また、目的外に使用する場合は、事前に本人若しくは正当な代理人の了承を得ることを原則とします。

【安全性の確保】

個人情報は、安全な場所に保管し管理します。また不要になった個人情報は、適切な方法で確実に廃棄又は消去します。

【法令及びその他の規範の遵守】

個人情報を取り扱う教職員は、個人情報に関する法令や本学規程を遵守するとともに、規範を守るための責任及び違反した場合の措置を周知する手順を確立し実施します。

個人情報の取り扱いに関するお問い合わせ先

豊橋創造大学・豊橋創造大学短期大学部
個人情報保護委員会 privacy@sozo.ac.jp

個人情報保護法施行に伴い、学生等は大学が保有する個人情報に対し、開示、訂正、利用停止等を求めることができます。相談等は、事務局窓口で行うことができます。

豊橋創造大学・豊橋創造大学短期大学部における 個人情報の取扱いについて

豊橋創造大学・豊橋創造大学短期大学部では、個人情報の保護に関する法律が平成17年4月1日施行されて以来、学内諸規程等を整備し、関係法令を遵守しながら、本学在学生及びその保護者等（以下「在学生等」と記します）に関する個人情報の取扱いには慎重を期しているところですが、本学の取扱う在学学生等の個人情報及びその利用目的は以下のとおりです。

【在学学生等の個人情報及びその利用目的】

1. 入学時に取得する個人情報

(1) 在学学生に関する情報 (2) 保護者等に関する情報

以上の個人情報は、

- ① 学籍原簿等各種帳票類への記載、履修科目の登録、授業の実施、試験の実施、成績処理、成績の通知等在学学生の教育、教務上及びキャリア支援上必要な事項の実施・指導・連絡のため
- ② 在学学生の生活指導上又は健康管理上必要がある場合の指導・連絡のため
- ③ 大学行事の連絡のため
- ④ 大学附属図書館の別冊利用に伴う連絡のため
- ⑤ 学納金に関する事項の請求・連絡等のために利用いたします。

(3) 既往症、現在の健康状態、健康上の留意事項等

以上の個人情報は、在学学生に対する日常的な健康安全管理的実施・指導や健康管理策等を検討する場合の資料として、可能な限り匿名化した上で利用いたします。

(4) 出身校から提出された指導要録及び調査書等(学業成績、出席状況等)

以上の個人情報は、在学学生の教科指導又は生活指導等実施する時の参考資料として利用いたします。

(5) 在学学生又は保護者等の利用する金融機関名、口座番号、名義人等

以上の個人情報は、学納金及びキャンパスカードシステム利用料(利用代金)の自動口座振替のために、委託業者及び金融機関に提供いたします。

2. 入学後の教育活動等の中で取扱う個人情報

(1) 授業の出欠状況等(2)学業成績及び修得単位の状況(3)学習指導・キャリア支援・進路指導及び生活指導上の課題事項(4)サークル活動、学生会活動、ボランティア活動等の情報(5)各種表彰等(6)各種検定試験の成績、可否、取得資格等

以上の個人情報は、

- ① 学習指導、成績判定、単位認定、卒業認定等に伴う各種帳簿への記録及び教務上必要な事項の実施・指導・連絡のため
- ② 生活指導・キャリア支援・進路指導上必要がある場合の指導・連絡のため
- ③ その他在学学生の学事の処理を行う上で必要な事項の指導・連絡のために利用します。

なお、本学では、大学と学生本人及び保護者が一体となった教育を目指しており定期試験の結果(成績表)を学生本人及び保護者へ通知しております。

また、授業の出欠状況が思わしくない学生については、大学から保護者等へ照会させていただく場合があります。

(7) 健康診断結果、カウンセリング室及び保健室における相談内容等

以上の個人情報、在学生に対する日常的な健康管理の実施・指導等のために、可能な限り匿名化をした上で利用いたします。

(8) 学納金等の納付状況等

以上の個人情報は、学納金に関する事項の請求・連絡等のために利用いたします。

(9) 本学の奨学金給付状況及び授業料減免制度の状況並びに申請時に提出される関係書類等

以上の個人情報は、在学生の奨学事務等に利用いたします。

(10) 証明写真(身分証明書等)

以上の個人情報は、学生個票や身分証明書(キャンパスカード)進路登録カード、クラス名簿、履修者名簿、及び学内データベースに掲載し(学習指導、生活指導及びキャリア支援などに役立たせるために利用いたします。

(11) 授業、サークル活動、各種行事の際に撮影・録音した写真、映像、音声等

以上の個人情報は、学内報、大学案内その他のPR誌、入学試験要項又はウェブサイト等に掲載することがあります。ただし、撮影・録音等は、事前に学生に了解を得た上で行います。

(12) 本学の関係団体における個人情報の取扱いについて

本学には本学と密接な関係を持ち、学生生活の充実や本学の発展に寄与している以下の団体があります。個人情報の取扱いについては、十分な指導を行ったうえで一定の基準のもとに個人情報の提供を行っています。

① 学生会

本人確認・呼び出し等のために、学生氏名及び所属学科・学籍番号の情報提供を行っています。

② 同窓会

卒業生に同窓会に関する情報を提供するために、学生氏名及び所属学科・学籍番号・住所の情報提供を行っています。

在学生等に関する個人情報の取扱いについて疑問等がありましたら、下記の相談窓口又は関連部課室窓口にお問い合わせください。

【個人情報の取扱いに関する相談窓口】

豊橋創造大学・豊橋創造大学短期大学部
個人情報保護委員会 privacy@sozo.ac.jp

【関連部課室電話番号】

代表電話を使用せず直接部課室に接続します

キャリアセンター	0532-54-9721	図 書 館	0532-54-9728
教 務 課	0532-54-9722	地域連携・広報センター	0532-54-9729
学 生 課	0532-54-9723	創造同窓会	0532-54-9433
庶 務 課	0532-54-9724	短大同窓会	0532-54-9435
入試センター	0532-54-9725		

履修登録下書き用紙

学籍番号 _____

氏 名 _____

	1		2		3		4		5	
	科目名	コード	科目名	コード	科目名	コード	科目名	コード	科目名	コード
月										
火										
水										
木										
金										
土										
集中・他										

